

仙台市安全安心街づくり 基本計画

(最終案)

(令和8年度から令和12年度まで)

令和8年 月
仙 台 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の目的	2
3 安全安心街づくりの範囲	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画とSDGsとの関連	3
6 計画と仙台市ダイバーシティ推進指針との関連	3
7 計画期間	3
第2章 本市における安全安心の現状と課題	4
1 市内の犯罪の状況	4
2 迷惑行為の状況	9
3 犯罪被害者等支援について	12
4 安全安心に対する市民の意識	14
5 防犯に関する市の取り組みの現状	19
6 防犯に関する自主的な市民の取り組みの現状	21
7 現計画（令和3～7年度）の振り返り	22
8 今後の安全安心街づくりの課題	23
9 課題の解決に向けた重点的な取り組み	24
第3章 基本理念と計画目標	25
1 基本理念	25
2 基本目標	25
基本目標1 <u>『市民一人ひとりの防犯意識の向上』</u>	25
基本目標2 <u>『地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の増進』</u>	26
基本目標3 <u>『犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現』</u>	27
基本目標4 <u>『犯罪被害者等への迅速な支援の実施』</u>	27
3 成果目標	29
第4章 安全安心街づくりを推進するための施策	30
1 施策の体系	30
2 施策の内容・主な取り組み	32
第5章 計画の推進	46
1 市民・事業者・関係機関等との推進体制	46
2 本市の推進体制	46
3 計画の推進イメージ	47
4 計画の進行管理	48
参考資料	49
1 安全安心街づくりに関する市民意向調査	49
2 各区安全安心街づくり活動推進モデル地区の取り組み状況	56
3 迷惑行為の発生状況	59
4 計画の策定経過	61
5 仙台市安全安心街づくり条例	62
6 仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則	64
7 仙台市安全安心街づくり推進会議委員名簿	66

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯

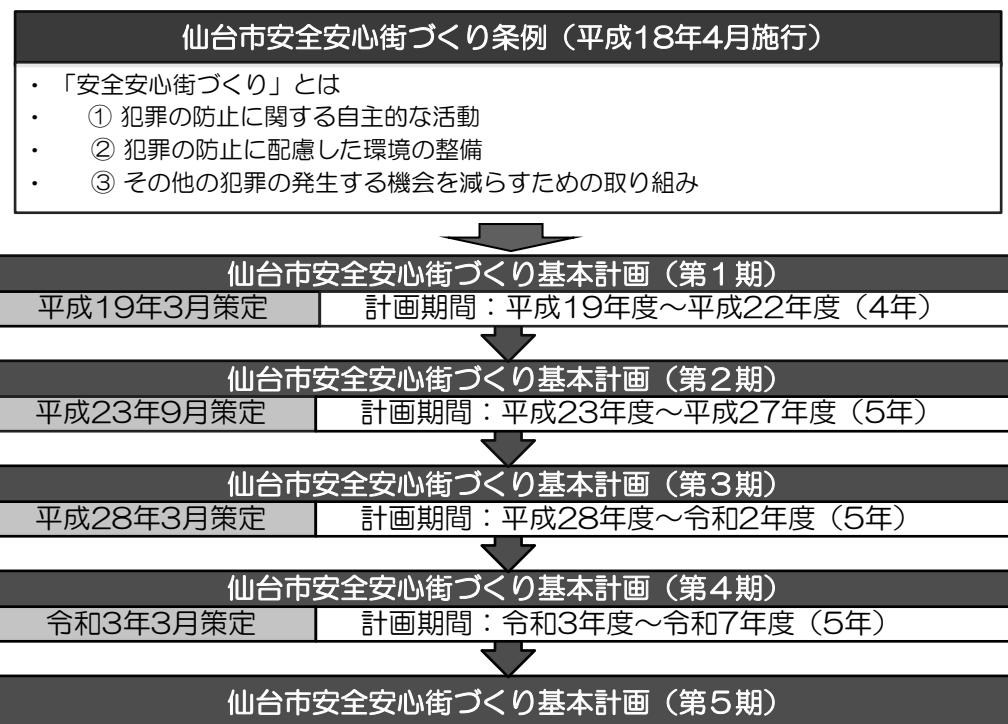
本市では、犯罪のない、市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的に、平成18年4月に「仙台市安全安心街づくり条例」（以下「条例」という。）を施行しました。これに基づき、安全安心街づくりに関する施策を総合的に推進するため、平成19年3月に「仙台市安全安心街づくり基本計画（平成19年度～平成22年度）」を策定し、以後平成23年9月に同第2期計画（平成23年度～平成27年度）、平成28年3月に同第3期計画（平成28年度～令和2年度）、令和3年3月に同第4期計画（令和3年度～令和7年度）を策定しました。

第4期計画では、「市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現」の基本理念のもと、「市民一人ひとりの防犯意識の向上」「地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の増進」「犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現」の3つの基本目標を掲げ、14の基本的施策を実施し、市民の安全で安心な街づくりを推進してきました。

なお、同計画期間中には、「仙台市犯罪被害者等支援条例」の制定、「仙台市客引き行為等の禁止に関する条例」の客引き行為等の禁止区域の拡大に加え、空家等対策計画（第2期）の策定などが行われました。

しかし、市内の刑法犯認知件数は増加傾向となっており、こどもを対象とした声かけ事案等をはじめとした重大な犯罪の前兆となる事案が発生し、主に高齢者を狙った特殊詐欺等は、その手口がさらに複雑化・巧妙化しています。SNS等を通じた犯罪など、市民の身近なところで犯罪や犯罪に発展しかねない事案が現在も多数発生しており、市民の安全安心を一層高める取り組みを強化・推進する必要があります。

この第5期においては、第4期までの計画に基づき、これまでに進めてきた諸施策の成果や課題を踏まえつつ、急速に普及が進むSNS等をきっかけとした犯罪への対策など、今日の社会環境の変化により求められる新たな課題等に関して適切な対応を行い、安全で安心な街づくりのより一層の推進を図るため、本計画を策定するものです。



2 計画の目的

条例に基づき、安全安心の街づくりの観点から、自主的な防犯活動への支援を通じて、市民と一緒に地域の防犯力を高め、「犯罪の機会を与えない」、「犯罪をつくりださない」環境を整備し、市民が安全で安心して暮らせる街の実現を図ることを目的とします。

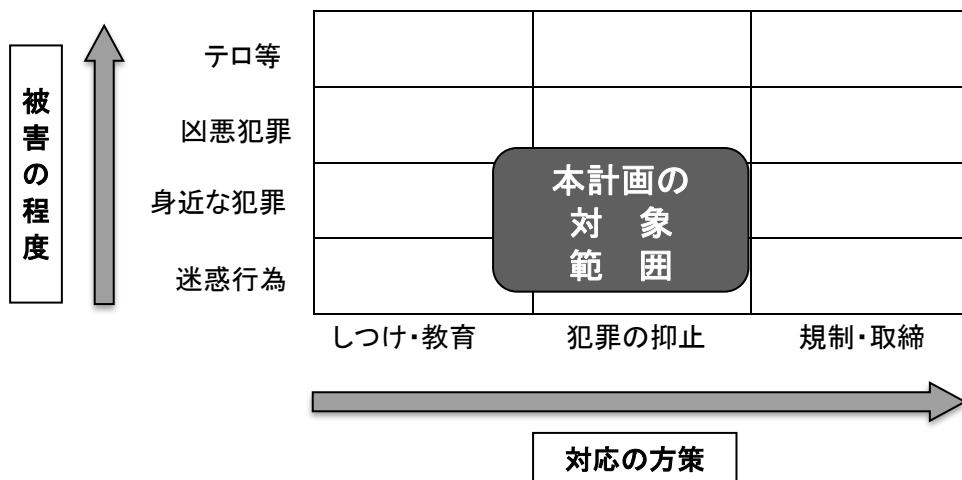
3 安全安心街づくりの範囲

「安全安心」に関しては、現在「地震・風水害などの自然災害等の防災に関する安全安心」や「食に関する安全安心」など、市民生活の様々な分野において取り組みが行われています。

本計画における「安全安心街づくり」とは、条例において「犯罪の防止に関する自主的な活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組」と規定しています。

各施策の推進にあたっては、「市民一人ひとり」と「地域」の防犯力の向上を重視し、主に日常の行動範囲内で発生する身近な犯罪（空き巣、ひったくり、自転車盗、特殊詐欺、こどもを狙った犯罪等）の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為を減少させるための取り組みを計画の範囲とします。

【本計画の対象とする取り組みの範囲】



※ 「犯罪の抑止」には、啓発活動、防犯活動、環境の整備等が含まれます。

4 計画の位置づけ

本計画は、条例に基づいて、安全安心街づくりを総合的に推進するための計画です。

仙台市では、安全安心の分野以外にも様々な計画を策定し、各種施策を展開していますが、本計画は市民の安全安心に関連する他の分野とも連携を図っていきます。

本計画は、仙台市基本計画を上位計画とし、本市の分野別の諸計画との整合を図ったものとします。

5 計画とSDGsとの関連

SDGsとは、平成27（2015）年の国連サミットにおいてすべての加盟国により採択された令和12（2030）年までの持続的な開発目標であり、17のゴール、169のターゲットを定めています。本計画では、条例の基本理念、本計画に定める施策を推進することにより、SDGsに掲げられた関連するゴール達成への寄与を図ります。



6 計画と仙台市ダイバーシティ推進指針との関連

仙台市ダイバーシティ推進指針は、市民一人ひとりが尊重され、多様な人々が持てる力を十分に發揮できるまちづくりを目指し、令和7年3月に策定されました。指針には、多様な価値観やニーズに応じた柔軟な制度やサービスを整える視点や、市民協働によりさまざまなかがりや支え合いの仕組みを生かす視点が盛り込まれています。

本計画でもこれらの視点を踏まえ、誰もが安全に安心して暮らせるまちを目指します。

7 計画期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、この計画期間中であっても、各施策の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、適宜計画の見直しを行い、より効果的かつ効率的な施策を展開できるよう努めます。

第2章 本市における安全安心の現状と課題

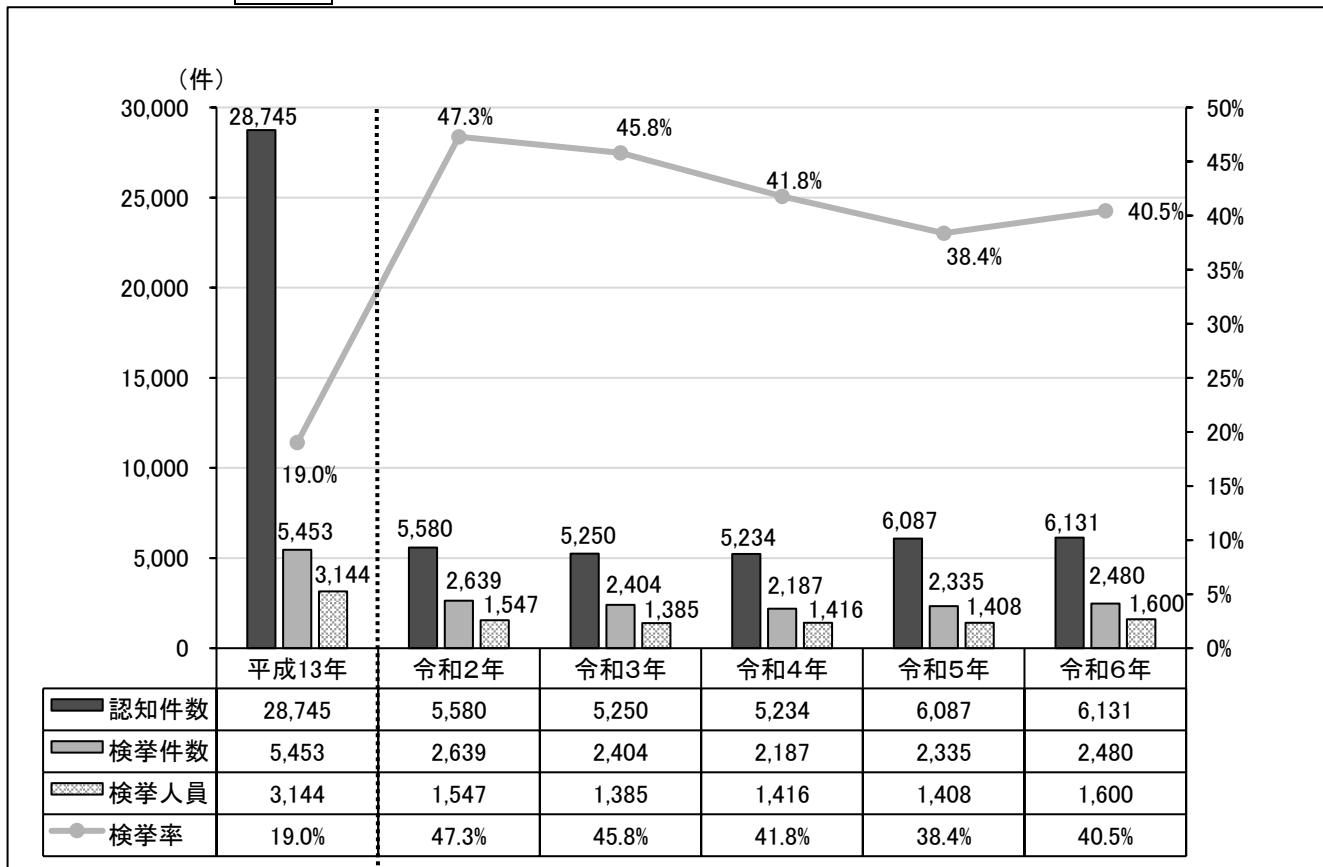
1 市内の犯罪の状況

(1) 仙台市内の刑法犯認知件数の推移

市内の刑法犯認知件数(※1)は、前計画策定時点の令和2年の5,580件から、令和6年は6,131件に増加しました。平成13年のピーク時(28,745件)から令和4年まで減少を続けていたところ、令和5年から増加に転じている状況です(図表1)。

犯罪の罪種別で見ますと、全体の約60%を窃盗犯が占めており、市民生活における身近なところでの犯罪が多く発生しています(図表2、図表3)。

図表1 〈仙台市内の刑法犯認知件数、検挙件数等の推移〉



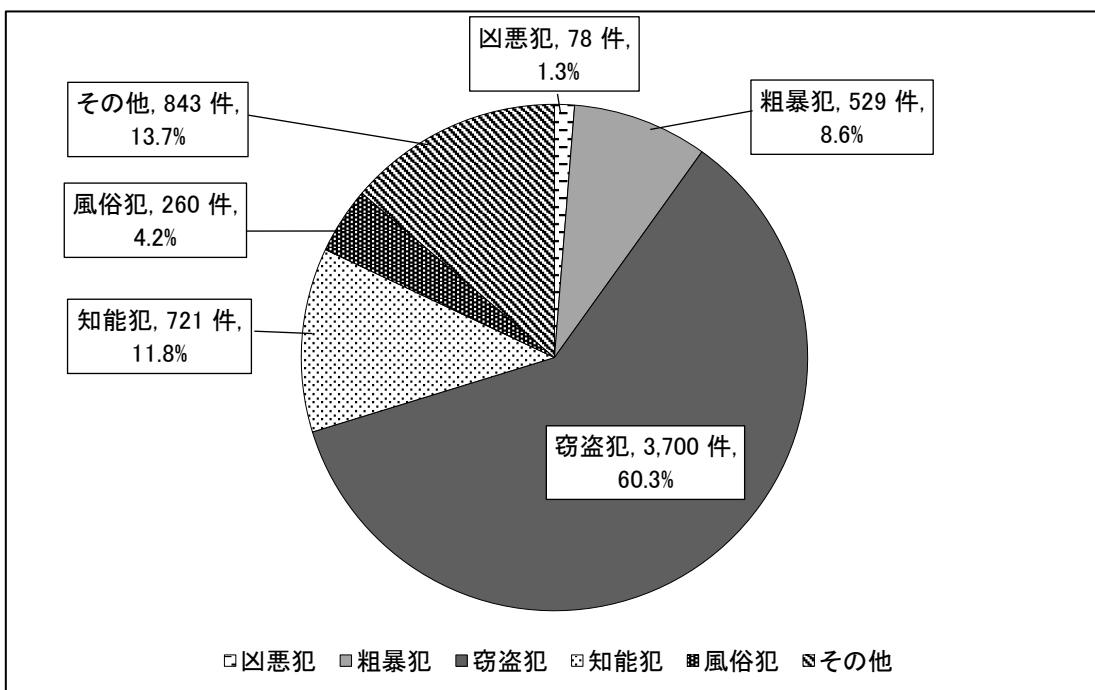
(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

図表2 〈仙台市内の罪種別刑法犯認知件数の推移〉

罪種※2	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
凶悪犯	38	33	29	34	42	37	60	73	78
粗暴犯	416	364	466	522	498	415	445	431	529
窃盗犯	6,416	5,817	5,275	5,120	3,522	3,306	3,279	4,063	3,700
知能犯	467	489	481	411	420	434	547	605	721
風俗犯	82	97	84	101	46	115	117	135	260
その他	1,238	1,199	1,035	928	1,052	943	786	780	843
合計	8,657	7,999	7,370	7,116	5,580	5,250	5,234	6,087	6,131

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

図表3 〈仙台市内の罪種別刑法犯認知件数（令和6年）〉



(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

※1 殺人・強盗・放火・不同意性交等・暴行・傷害・窃盗・詐欺など、刑法に規定する犯罪（道路上での交通事故に起因する罪を除く）の発生を警察で認知した件数（被害届出受理件数）です。

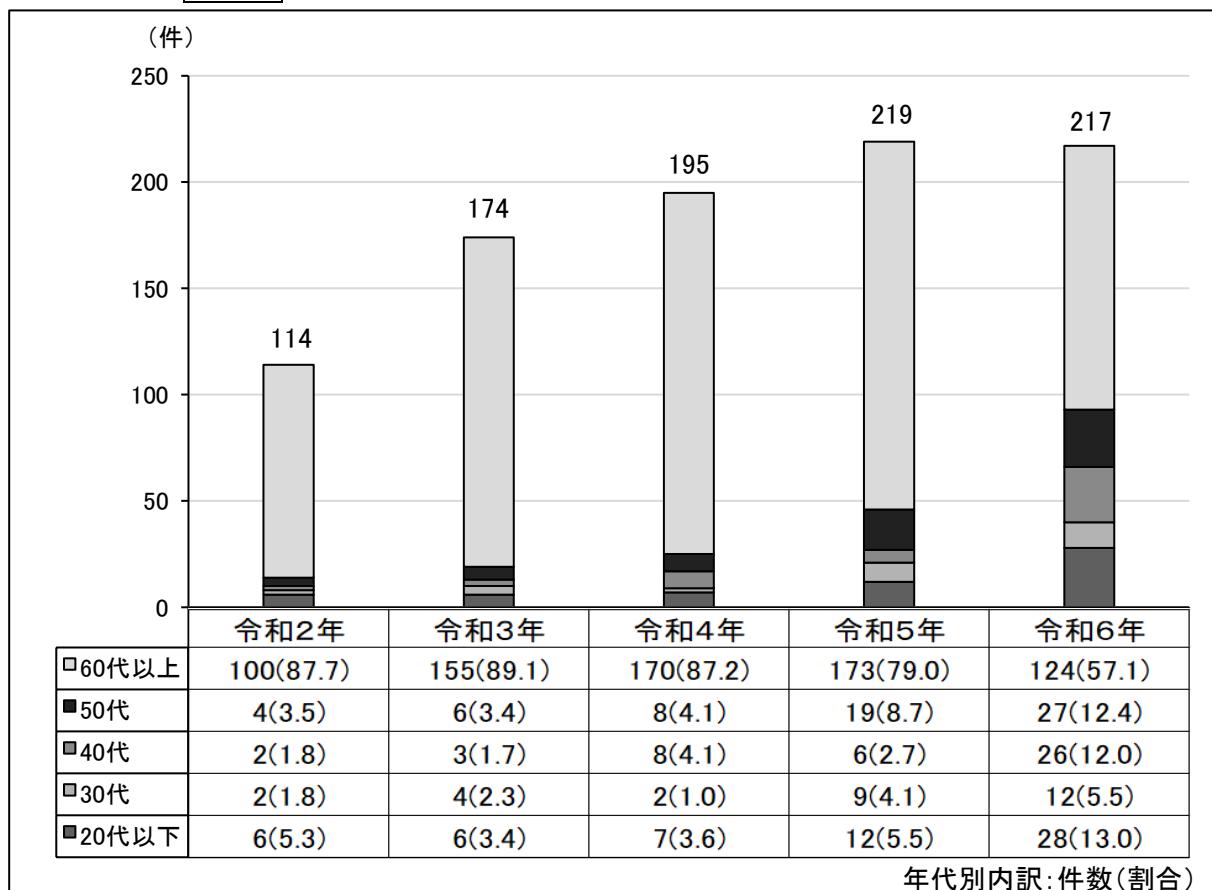
※2 罪種の説明

- ・凶悪犯：殺人、強盗、放火、不同意性交等など
- ・粗暴犯：暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合など
- ・窃盗犯：空き巣、万引き、車上狙い、乗物盗（自動車・自転車・オートバイ盗）など
- ・知能犯：詐欺、横領、通貨偽造、文書偽造、有価証券偽造、汚職、背任など
- ・風俗犯：賭博、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布など
- ・その他：占有離脱物横領、住居侵入、器物損壊、建造物損壊、公務執行妨害、犯人隠匿、証拠隠滅など

(2) 特殊詐欺に関する被害状況

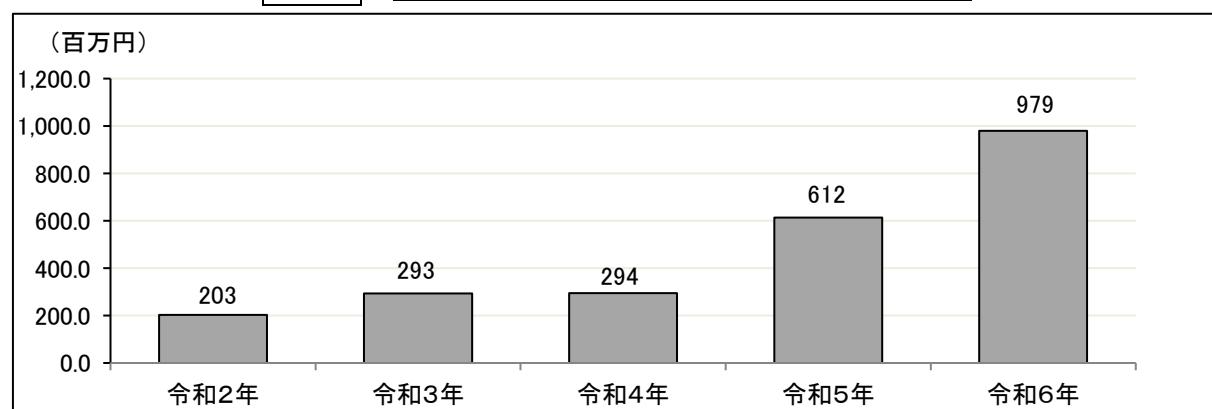
特殊詐欺の被害件数は増加傾向にあります。年代別では60代以上が依然として多くの割合を占めていますが、その他の世代でも全体に占める割合は増加傾向にあります(図表4)。被害金額も増加傾向で令和6年の被害金額は9億7千万円を超え、多大な被害が生じています(図表5)。

図表4 〈仙台市内の特殊詐欺被害件数・年代別内訳の推移〉



(資料: 宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

図表5 〈仙台市内の特殊詐欺被害金額の推移〉



(資料: 宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

(3) こども、女性、高齢者の犯罪被害状況

こども、女性が被害者となる犯罪認知件数は増加傾向にあります（図表6、7）。また、高齢者が被害者となる同件数は、依然として多く発生している状況です（図表8）。

女性では不同意わいせつなどの性的犯罪を含む風俗犯の割合が市全体と比べて高く、暴行などの粗暴犯の被害割合も高くなっています。

高齢者では、詐欺などの知能犯の割合が他に比べて高くなっています。また、こどもを対象とした声かけ・つきまとい等や、「宮城県子どもを犯罪の被害から守る条例」に該当すると思われる事案が依然として多く発生しております（図表9～11）。

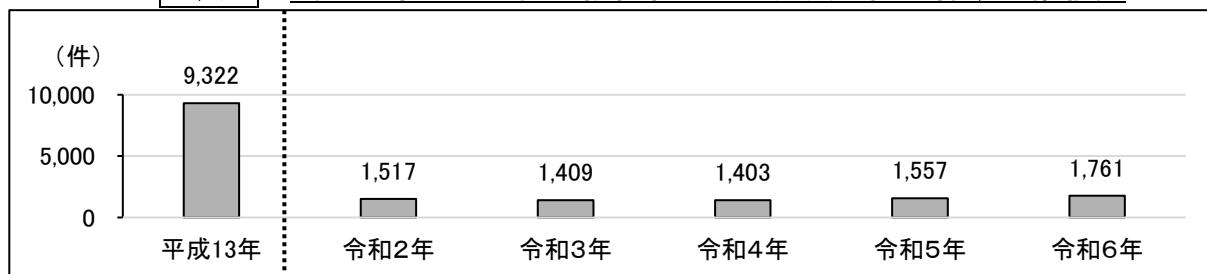
図表6 〈仙台市内のかどもが被害者となる刑法犯認知件数の推移〉



※「こども」は15歳以下

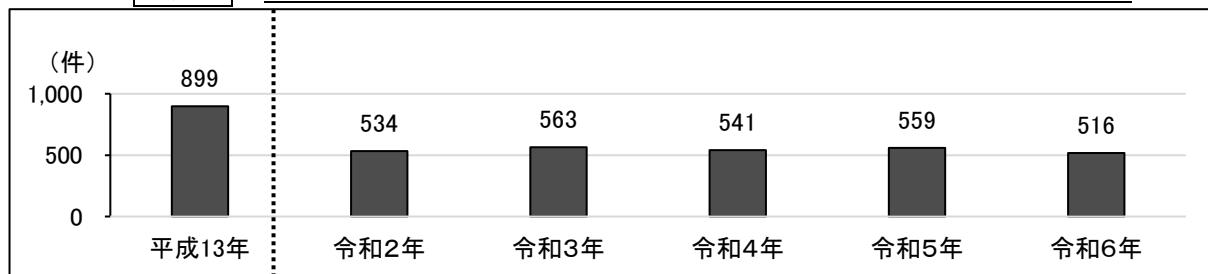
（資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成）

図表7 〈仙台市内の女性が被害者となる刑法犯認知件数の推移〉



（資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成）

図表8 〈仙台市内の高齢者が被害者となる刑法犯認知件数の推移〉



※「高齢者」は65歳以上

（資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成）

図表9 〈令和6年 こども・女性・高齢者が被害者となる割合(罪種別)〉〔件数、(割合)〕

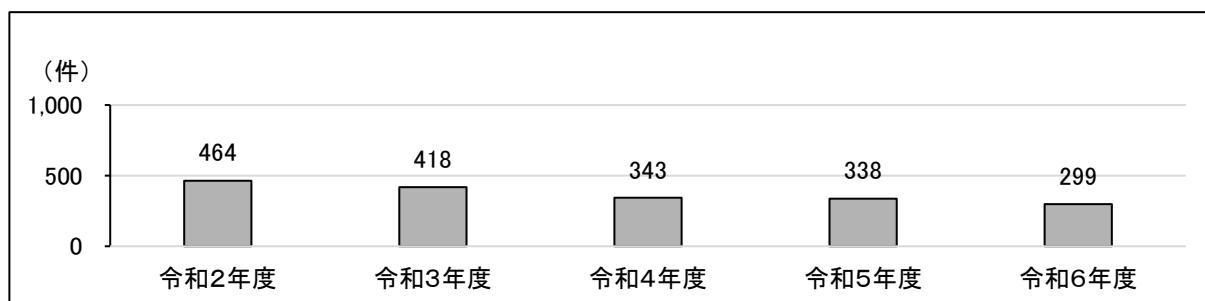
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
こども	16(6.0)	40(15.1)	145(54.7)	0(0.0)	50(18.9)	14(5.3)	265
女性	55(3.1)	216(12.3)	766(43.5)	255(14.5)	228(12.9)	241(13.7)	1,761
高齢者	6(1.2)	56(10.9)	214(41.5)	155(30.0)	0(0.0)	85(16.5)	516
市全体	78(1.3)	529(8.6)	3,700(60.3)	721(11.8)	260(4.2)	843(13.7)	6,131

※「高齢者」は65歳以上、「こども」は15歳以下

※「市全体」には、被害者がいない場合及び被害者が法人・団体である場合の件数を含む

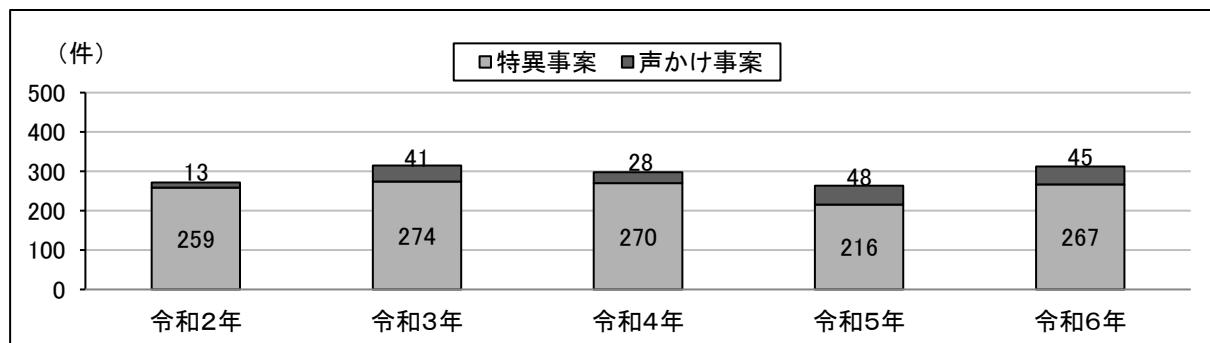
(資料:宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

図表10 〈仙台市配偶者暴力相談支援センター事業における「女性への暴力相談電話」件数の推移〉



(資料:仙台市市民局作成)

図表11 〈仙台市内こどもを対象とした声かけ事案等の発生状況〉



※「こども」は13歳未満

※声かけ事案・・声かけ、つきまとい

※特異事案・・公然わいせつ、のぞき、痴漢・盗撮等の卑わいな言動、暴行、「宮城県子どもを犯罪の被害から守る条例」違反等

(資料:宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

2 迷惑行為の状況

令和7年5月に実施した「安全安心街づくりに関する市民意向調査」において、市民が迷惑行為として挙げた代表的なものは、以下のとおりです。迷惑行為は、そのすべてが犯罪行為に該当するわけではありませんが、それにより周囲の人が不快な思いをするだけでなく、迷惑行為を放置してしまうことで、社会全体の規範意識を低下させ、重大な犯罪の発生を誘引する可能性もあります。

(1) ごみのポイ捨て

ごみのポイ捨ては、地域の美観を損ねるだけでなく、私たちの生活環境にも影響を及ぼす可能性があります。

本市では、「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」を制定し、市内7か所を「ごみの散乱のない快適なまちづくり推進地区」に指定するなど、市民の生活環境の向上に努めています。

市民や事業者が主体的に参加できる「全市一斉『ポイ捨てごみ』調査・清掃キャンペーン（アレマキャンペーン）」や一定の区域において継続的にボランティア清掃活動等を行う団体の活動を、市が支援する「仙台まち美化サポート・プログラム」を実施し、「ポイ捨てしない人づくり」、「ポイ捨てしにくい環境づくり」に取り組んでいます。

(2) 自転車の危険・迷惑走行

自転車は、手軽な乗り物として日常生活から余暇活動まで、様々な場面で利用されており、近年では、健康志向の高まりや環境に優しい交通手段であることから、その利用が見直されています。一方で、ルール無視やマナー欠如による自転車の危険・迷惑走行がみられる状況があり、道路を利用する誰もが安全・安心に過ごせる自転車の利用環境の構築が課題となっています。市では、「仙台市自転車の安全利用に関する条例」を平成31年に施行し、義務化された自転車損害賠償保険等への加入促進などの、自転車の安全利用に関する取り組みを進めています。

市内の自転車事故発生件数は年々減少傾向で推移していますが、市民意向調査では、1年間で迷惑と感じた行為として、「自転車の走行マナーの悪さ」を挙げる方が約4割となっており、自転車の安全利用の促進に向けた更なる取り組みが求められています。

(3) 歩きたばこ

歩きながら、又は自転車やバイクに乗った状態で、火のついたたばこを大人が持って歩くことは、たばこの高さが子どもの目線の位置に当たるとともに、周りの人の衣服等を焦がす恐れがあるなど、大変危険な行為です。

市では、平成28年4月に「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例」が施行さ

れ、青葉通、中央通、定禅寺通等の市中心部 9 か所 6,400m を「歩行喫煙防止重点区域（歩行喫煙禁止区域）」として設定しました。

同区域内での歩きたばこを行う者の数は着実に減少しているものの、依然として解消には至っていないことから、横断幕の掲出や屋外放送、定期的なキャンペーンの実施等により、付近を通行する市民に対し、歩行喫煙禁止の呼びかけを行っています。

(4) 歩きスマホ

歩きながら携帯電話（スマートフォン）を操作する、いわゆる「歩きスマホ」は、画面に夢中になることで周囲への注意力が散漫となり、転倒や転落などによるけが、他の歩行者や自転車等との接触事故や犯罪被害に遭うおそれもあり、大変危険な行為です。市民意向調査における「1年間で迷惑と感じた行為」でも、歩きスマホをはじめとする「携帯電話のマナー」を挙げる方が多く、使用者のマナーの遵守が求められています。

市では、携帯電話（スマートフォン）を使用する際は、マナーを守り、自分や周りの安全を確認した上で使用するよう、市民に対し呼びかけを行います。

(5) 放置自転車

商店街や歩道等の路上において、自転車やバイクが無秩序に駐輪されることにより、市民の通行が阻害される等の問題が生じています。

市では、「仙台市自転車等放置防止条例」を定め、自転車等放置禁止区域・規制区域を指定し、道路上などに放置されている自転車等を迅速に撤去することにより、無秩序放置の抑制を図っています。また、公共駐輪場の整備を進め、新たな駐輪スペースの確保に努めてきました。

これらの取り組みの成果により、放置自転車等撤去数は年々減少傾向にあります。

(6) 違法駐車

違法駐車は、道路の円滑な通行を妨げ、交通渋滞の発生や交通事故の危険性を高めるだけでなく、緊急車両の活動の支障になるなど、市民の安全で快適な生活環境の確保の障害になっています。

警察による取り締まりのほか、市では「仙台市違法駐車等の防止に関する条例」を定め、市中心部に「違法駐車等防止重点地域」を指定し、交通安全指導員が違法駐車等防止の助言・啓発活動を行っています。その取り組みにより、駐車違反検挙件数は減少傾向にあります。

(7) 繁華街・歓楽街の客引き

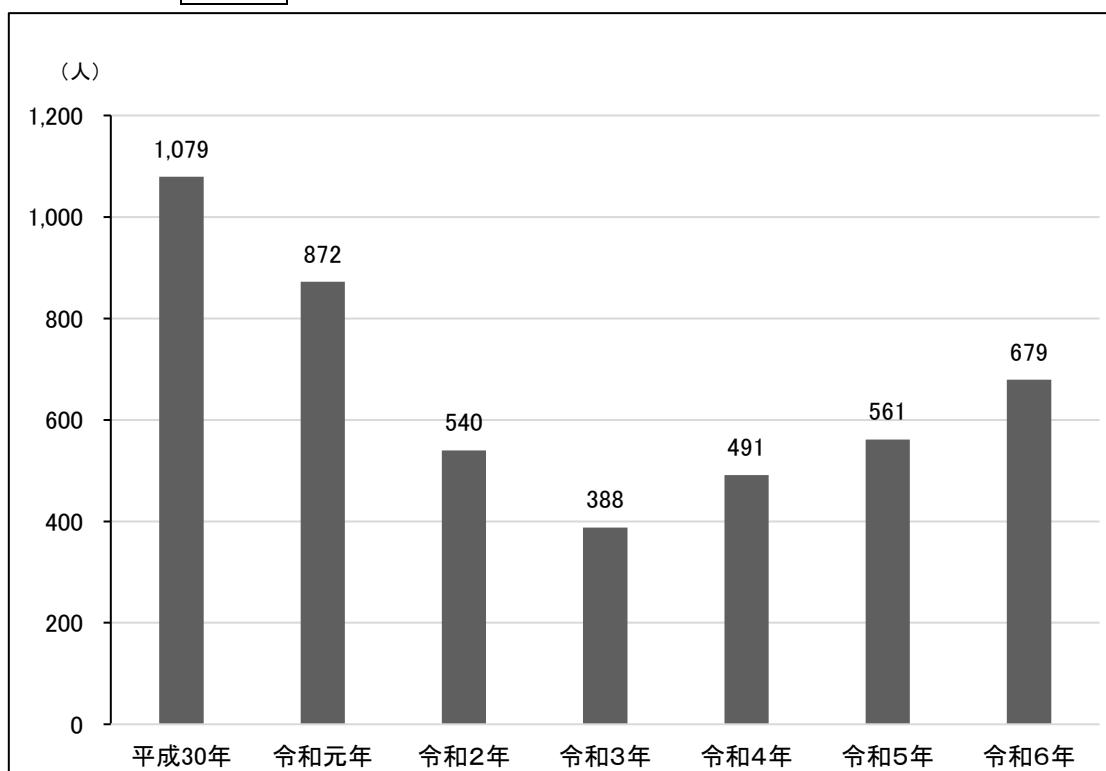
多くの市民が行き交う路上において行われる多数の客引き・客待ち等の行為は、市民が付近を通行する妨げとなるだけでなく、不快な声掛け等による問題も生じ

させます。

市では、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、または利用することのできる環境を確保するため、平成31年4月1日に「仙台市客引き行為等の禁止に関する条例」を制定し、「客引き行為等禁止区域」を指定、客引き行為者等に対して指導取り締まり等を実施してきました。条例制定後、客引き行為者等の数は減少していましたが、コロナ禍後の人流回復とともに、国分町地区を中心に、客引き行為者等の数が増加傾向となっています。さらに、仙台駅西口周辺の客引き行為等禁止区域外で客引き行為者等が頻繁に現れるようになり、令和7年1月7日に客引き行為等禁止区域を拡大しました。

客引き実態調査の結果、条例制定後の客引き行為者等は減少傾向にありましたが、令和4年から増加に転じ、令和6年は月平均679人となっています（図表12）。

図表12 〈1日当たりの客引き延べ人数（月平均）〉



(資料：仙台市市民局で作成)

(8) 落書き

落書きは、刑法における器物損壊罪等に該当し、被害者に大きな損害を与えるばかりではなく、街の景観を大きく損なう迷惑行為です。

市では「仙台市落書きの防止に関する条例」を制定し、市内における落書きを禁止するとともに、市民の取り組みを支援するため、落書きを消すための消去剤などの必要な道具の貸し出しを行っています。最近は市民の取り組み等に

より、ピーク時と比べ落書きの被害は大きく減少しており、市民意向調査における「1年間で迷惑と感じた行為」でも、落書きを挙げる方は少なくなっています。

(9) 違反広告物等

違反広告物の一種である、いわゆる「ピンクちらし（専ら性的な好奇心をそそる写真、図画又は文言等を記載したちらし）」は、全国的にも仙台の悪いイメージを持つものとして、一時大きな問題になっていましたが、市民と行政が一体となった活動や「宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例」の制定による取り締まりが強化された結果、今日ではほとんど確認されていません。

また、道路を不法に占拠している商店街等の立て看板等の陳列物については、警察や商店街振興組合と連携し、撤去を指導しています。

市における違反広告物除却件数は、平成20年度をピークに大幅に減少しており、市民意向調査における「1年間で迷惑と感じた行為」でも、違反広告物を挙げる声は少なくなっています。

(10) 管理が不十分な空き家等

空き家や空き地に関して、所有者等が適切な管理を行わずに放置することは、野生動物の棲家や害虫発生などの衛生上の問題だけでなく、不審者の隠れ場所として犯罪発生の温床になるなど、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼします。

市では、「仙台市空き地における雑草の除去に関する条例」や「仙台市空家等の適切な管理に関する条例」の制定のほか、平成29年3月に「仙台市空家等対策計画」を策定し、空き家や空き地の所有者等に対し、適切な管理を促す啓発を行うとともに、管理不全な空き家等の所有者に対しては、助言や指導等を実施しています。

状況の改善につながるケースもありますが、管理不全な空き家等は年々増加傾向にあることから、今後もこれらの取り組みを更に推進し、空き家等の適切な管理を呼びかけてまいります。

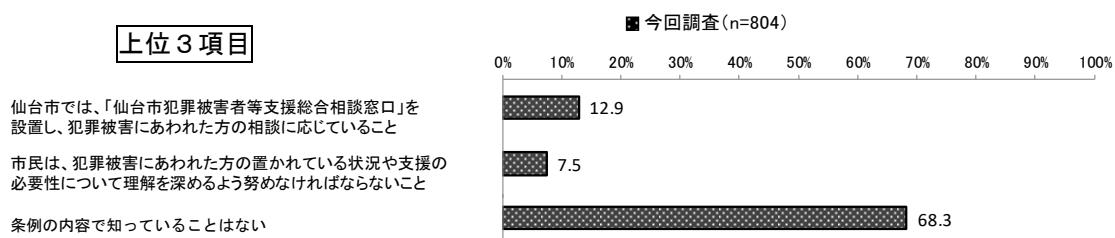
3 犯罪被害者等支援について

犯罪被害者等については、県とともに、みやぎ被害者支援センターへの支援を行うとともに、仙台市犯罪被害者等支援総合相談窓口を設置し、支援等を実施してきました。

令和6年10月には「仙台市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等への支援金交付や、日常生活支援等に係る費用助成、犯罪被害を受けた学生への支援に係る費用助成を実施しています。宮城県警察等との連携により、犯罪被害者等に対して本市制度の周知を進めてきたところ、令和7年度は前年度に比べ支援実績が増加しています。

一方、令和7年5月に実施した市民意向調査の結果では、仙台市犯罪被害者等支援条例の認知度について、仙台市では、「仙台市犯罪被害者等支援総合相談窓口」を設置し、犯罪被害にあわれた方の相談に応じていること」(12.9%)にとどまっており、さらに「条例の内容で知っていることはない」(68.3%)が半数以上を占めています(図表13)。

図表13 <仙台市犯罪被害者等支援条例の認知度> (○はいくつでも)



4 安全安心に対する市民の意識

本計画の策定にあたり、市民の安全安心に関する意向を把握するため、令和7年5月に市民2,000人を対象とした「安全安心街づくりに関する市民意向調査」を実施しました（有効回収率：40.2%）。同様の調査は前回計画策定時（令和2年4～6月）にも実施しており、可能なものについては前回調査との比較を行いました。

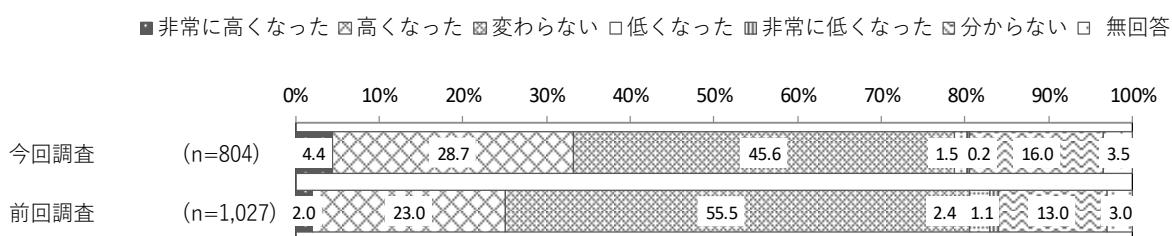
(1) 犯罪が発生する可能性について

日常の行動範囲内で犯罪が発生する可能性について、《高くなった》（「非常に高くなった」+「高くなった」）と感じている方の割合は、令和2年5月調査より8.1ポイント増加しました（図表14）。

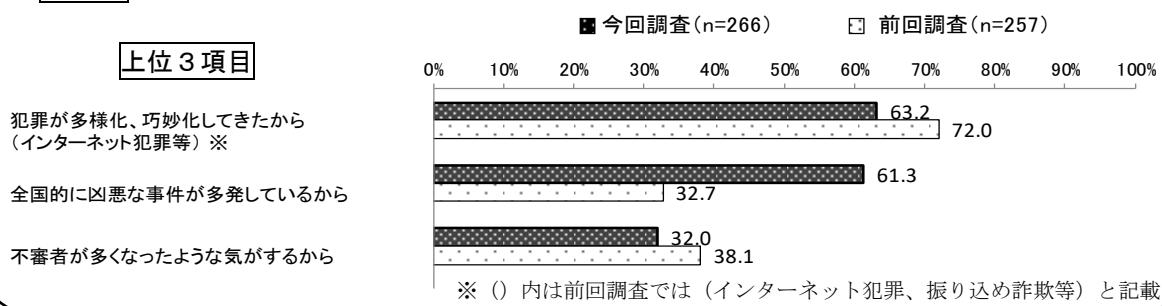
高くなったと答えた方にその理由を聞いたところ、「犯罪が多様化、巧妙化してきたから（インターネット犯罪等）」（63.2%）、「全国的に凶悪な事件が多発しているから」（61.3%）が上位を占めています（図表15）。

また、日常生活の身近なところで発生する可能性の高い犯罪として、「特殊詐欺や悪徳商法など」（50.2%）「高齢者が被害者となる犯罪」（35.6%）が上位を占めています（図表16）。

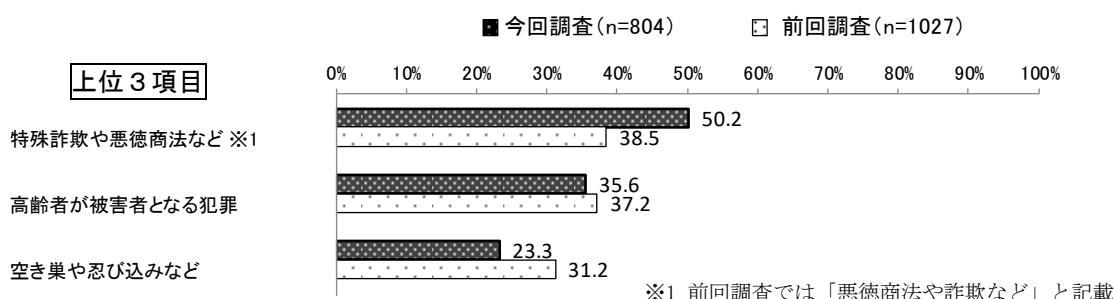
図表14 <犯罪が発生する可能性について／前回比較>（○は1つ）



図表15 <犯罪が発生する可能性が高くなったと感じる理由／前回比較>（○は3つまで）



図表 16 <日常生活において発生する可能性が高いと思う犯罪／前回比較> (○は3つまで)



(2) 地域の防犯対策について

地域で犯罪の発生を招くものとして不安に感じているものを聞いたところ、「道路や公園の暗がりや見通しの悪さ」(50.6%)、「空家、廃屋、空き地」(33.5%)、「たばこ、ごみのポイ捨ての放置」(25.1%)が上位を占めています(図表 17)。

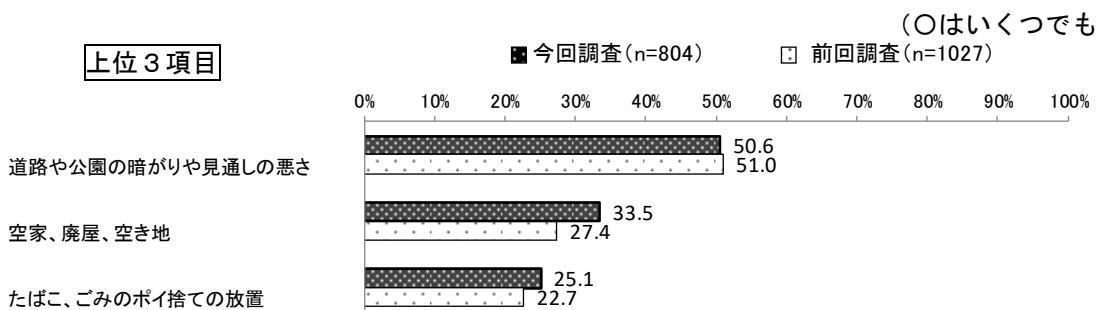
地域の防犯力を高めるために必要な取り組みを聞いたところ、「児童の登下校時の通学路の見守り・パトロール」(56.2%)、「地域内の暗がり等の危険箇所点検」(48.9%)、「夜間のパトロール」(29.9%)が上位を占めています(図表 18)。

また、防犯活動の必要性については、88.4%の方が「必要だと思う」と回答しており(図表 19)、防犯活動への参加意向については、43.9%の方が「機会があれば参加したい」と回答しています(図表 20)。防犯活動に参加したいと思える頻度については、「半年に1回程度であれば」が52.1%で最も多く、次に「1年に1回程度であれば」(33.1%)が続き、2つの合計が8割を超えており、少ない回数での参加希望が多いことがうかがえます(図表 21)。

防犯活動に参加している人に、成果があったと感じていることについて聞いたところ、「地域住民に知り合いが増えた」(42.6%)、「地域住民が安全に安心して暮らせる街づくりの必要性を感じた」(40.4%)、「地域の連帯感が強くなつた」(38.3%)が上位を占めています(図表 22)。

一方、防犯活動に参加して感じた課題を聞いたところ、「参加者の高齢化が進んでいる」(76.6%)、「参加者数が不足している」(34.0%)、「行政、警察、学校等や町内会、防犯団体との連携が足りないまたは連携できない」(21.3%)が上位を占めています(図表 23)。

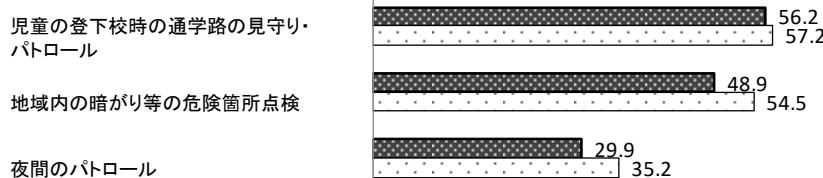
図表 17 <地域で犯罪の発生を招くものとして不安に感じているもの／前回比較>



図表18 <地域の防犯力を高めるために必要な取り組み／前回比較> (○は3つまで)

上位3項目

■今回調査(n=804) □前回調査(n=1027)

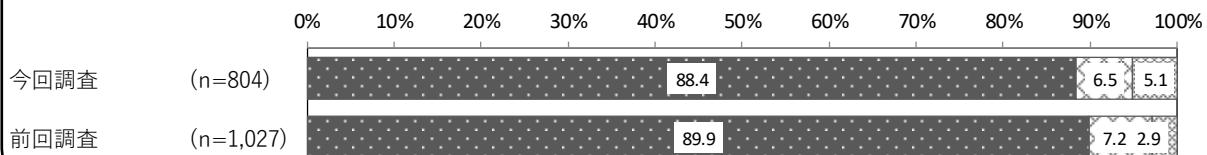


図表19 <防犯活動の必要性／前回比較> (○は1つ)

■必要だと思う

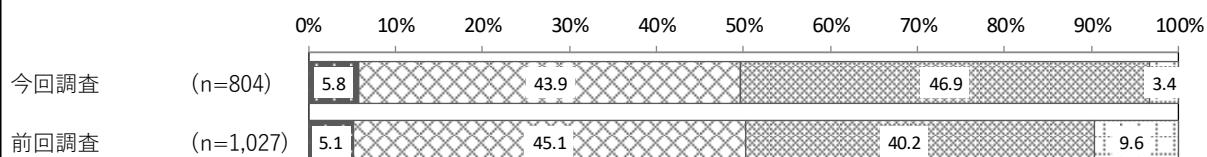
□必要だと思わない

▨無回答



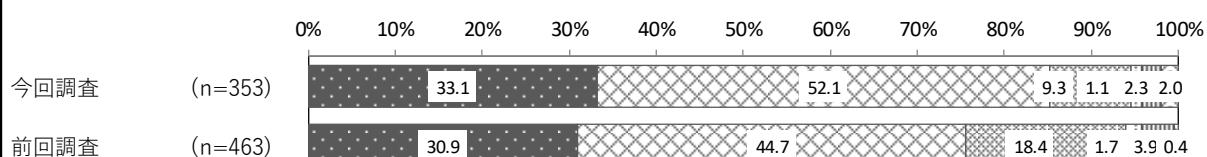
図表20 <防犯活動への参加意向／前回比較> (○は1つ)

■既に何らかの防犯活動に参加している □機会があれば参加したい ▨参加しようと思わない □無回答

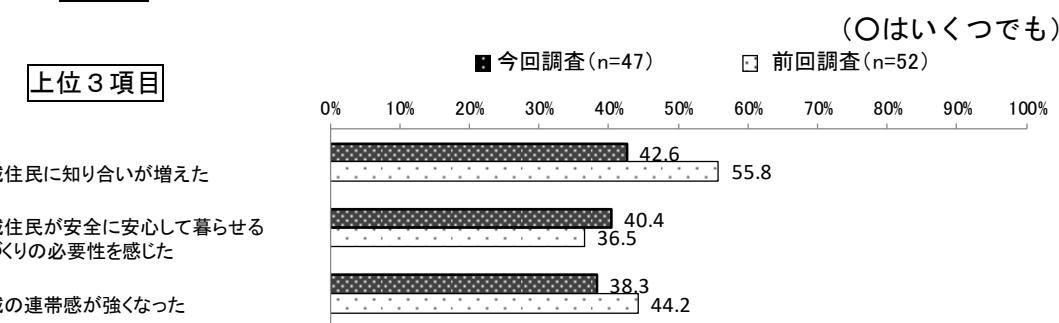


図表21 <防犯活動に参加したいと思える頻度／前回比較> (○は1つ)

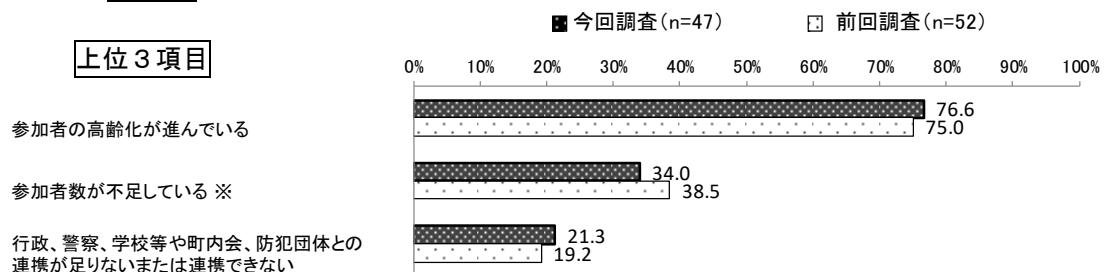
■1年に1回程度 □半年に1回程度 ▨1か月に1回程度 □1週間に1回程度 ■その他 □無回答



図表22 <防犯活動に参加して成果があったと感じていること／前回比較>



図表23 <防犯活動に参加して感じた課題／前回比較> (○はいくつでも)

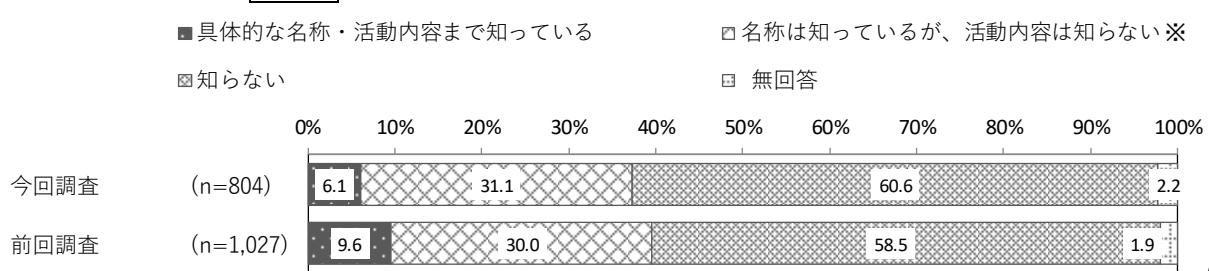


※ 前回調査では「参加者数の維持が困難又は不足している」と記載

(3) 防犯協会の認知度

防犯協会の認知度については、「具体的な名称・活動内容まで知っている」(6.1%)、「知らない」(60.6%)、「名称は知っているが、活動内容は知らない」(31.1%)と、半数以上が「防犯協会を認知していない」状況となっています(図表24)。

図表24 <防犯協会の認知度／前回比較> (○は1つ)

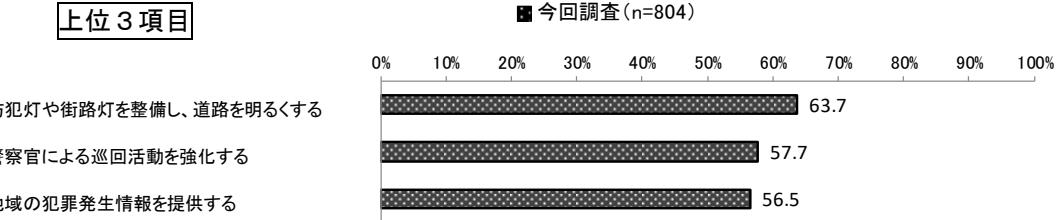


※ 前回調査では「そういった団体があるが、活動内容は知らない」と記載

(4) 行政や警察に望む防犯対策について

安全安心街づくりのために重要なと考える行政や警察の取り組みを聞いたところ、「防犯灯や街路灯を整備し、道路を明るくする」(63.7%)、「警察官による巡回活動を強化する」(57.7%)、「地域の犯罪発生状況を提供する」(56.5%)が上位を占めています(図表25)。

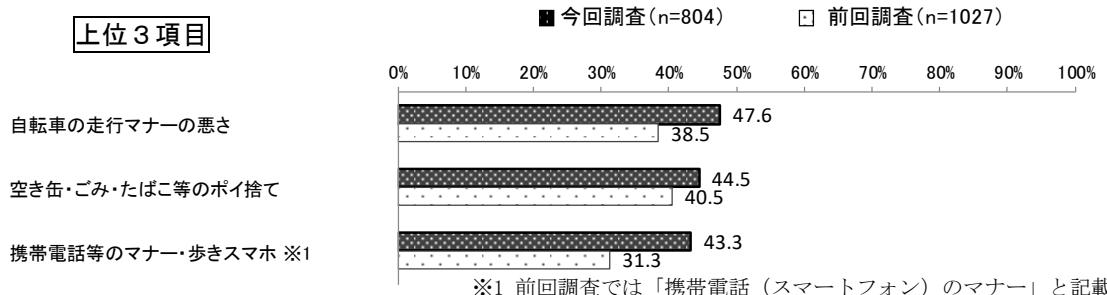
図表 25 <安全で安心な街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組み>
(○はいくつでも)



(5) 迷惑行為について

この1年間で迷惑と感じた行為を聞いたところ、「自転車の走行マナーの悪さ」(47.6%)、「空き缶・ごみ・たばこ等のポイ捨て」(44.5%)、「携帯電話等のマナー・歩きスマホ」(43.3%)が上位を占めています(図表26)。

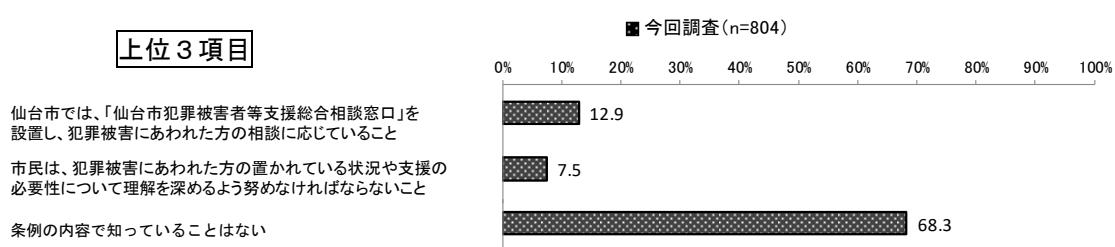
図表 26 <1年間で迷惑と感じた行為／前回比較> (○はいくつでも)



(6) 犯罪被害者等支援について

仙台市犯罪被害者等支援条例の認知度について、仙台市では、「仙台市犯罪被害者等支援総合相談窓口」を設置し、犯罪被害にあわれた方の相談に応じていること(12.9%)にとどまっており、さらに「条例の内容で知っていることはない」(68.3%)が半数以上を占めています(図表13【再掲】)。

図表13【再掲】 <仙台市犯罪被害者等支援条例の認知度> (○はいくつでも)



5 防犯に関する市の取り組みの現状

〔基本目標1〕 市民一人ひとりの防犯意識の向上

刑法犯認知件数の大半を占める空き巣などの窃盗や、主に高齢者を狙った特殊詐欺など、市民の身近で起こり得る犯罪は更に複雑化・巧妙化する傾向にあります。犯罪から身を守るためにには、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、犯罪に関する有効な対処法や最新の犯罪情勢などの正しい知識や情報を習得し、日頃から主体的に防犯対策を講じていくことが重要です。特に、犯罪のターゲットとなりやすいこども、女性、高齢者等に対しては、個人や各家庭のみならず、学校、警察、防犯関係団体など地域全体で連携し、市民全体の防犯意識の醸成を支援していきます。

また、犯罪やその起因となる迷惑行為を防ぎ、日常生活における安心感を高めるため、多様な媒体を活用して防犯知識や最新情報を入手しやすい仕組みづくりを進めるとともに、社会生活の正しいルール・マナーの習得と規範意識の向上を図ります。

● 〔基本目標1〕 令和3年度から令和6年度までの取り組みの総括

広く市民を対象とするものだけでなく、こどもや高齢者などの年齢層等に応じた防犯力の向上について、市役所の各般の事業を通じて取り組みました。事業を実施する上では警察、仙台市防犯協会連合会等とも連携し、様々な媒体を通じての啓発のほか、地域コミュニティの住人や生徒などに対して、学校や集会所、イベント等で防犯力の向上に資する講座、研修を行いました。

特に特殊詐欺の被害防止とこどもとその家族の防犯力強化・育成を重点的に取り組み、特殊詐欺対策としては、市ホームページ等で最近の手口の情報発信や仙台市防犯協会連合会と連携しての町内会、老人クラブ、障害者福祉サービス事業所、地域包括支援センター等における防犯講座を実施しました。

こどもとその家族の防犯力強化・育成については、主に学校を中心に教職員、生徒、保護者に対する啓発活動や研修等に取り組みました。

〔基本目標2〕 地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の増進

市民が自分の暮らしを営む地域に关心や愛着を持ち、地域全体で問題を共有し、その解決に取り組むことなどから生まれる連帯感は、コミュニティを強固なものにするとともに、犯罪を起きにくくする地域の防犯力を高めます。近年、ライフスタイルや価値観の多様化、核家族化、情報化などにより、地域コミュニティにおける人と人とのつながりの希薄化が危惧されていますが、自主防犯組織のみならず、町内会、学校、PTA、事業者やNPOなど、関係機関や団体が連携・交流し、地域総ぐるみでその特性に応じた質の高い防犯活動を進めていくことを推進していきます。

また、犯罪被害に遭った方々に対しては、権利、利益の回復と平穏な生活を取り戻すことができるよう、関係機関から必要な支援が受けられるような取り組みを行います。

● [基本目標2] 令和3年度から令和6年度までの取り組み総括

地域では、防犯協会や学校ボランティア防犯指導員などによって、自主的な防犯活動が実施されていますが、市では、活動支援や研修会を開催するなどし、活動を支えてきました。特に子どもの見守り活動においては、学校防犯巡視員「仙台・まもらいだー」による巡回をはじめとする地域ぐるみの取り組みにより、子どもの安全確保を図ったところです。

「仙台市客引き行為等の禁止に関する条例」については、「国分町地区安全安心街づくり推進協議会」が「客引き対策部会」、「仙台市中心部商店街活性化協議会」が「安全・安心特別部会」をそれぞれ設けており、警察、地域事業者、市が連携して取り組みを進めています。なお、令和7年1月には客引き行為等禁止区域を拡大し、対策を強化しています。

犯罪被害者等については、宮城県とともに、みやぎ被害者支援センターへの支援を行うとともに、仙台市犯罪被害者等支援総合相談窓口を設置し、支援を実施してきました。令和6年10月には「仙台市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等への支援金交付や、日常生活支援等に係る費用助成、被害を受けた学生への支援に係る費用助成を実施しています。

[基本目標3] 犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現

犯罪被害を未然に防ぐためには、個人や地域による防犯活動などのソフト面の対策に加えて、環境整備などのハード面から、犯罪を躊躇させ、起こさせない取り組みが必要です。

見通しの確保や暗がりの解消、防犯機能の高い建物部材や防犯カメラの活用など、市民に身近な生活環境の防犯性を高めることや、環境美化活動等により美しい街を維持していくことにより、犯罪を起こしにくく環境づくりを進めます。

また、迷惑行為を放置することは、そこから軽微な犯罪を生み、次第に重大な犯罪へつながる危険性があります。このため、自転車の迷惑走行やごみのポイ捨て、歩きたばこ等の迷惑行為を抑止する取り組みを推進し、犯罪を誘引する機会の減少に努めます。

● [基本目標3] 令和3年度から令和6年度までの取り組み総括

犯罪発生につながる迷惑行為の抑止対策として、違反広告物や落書き、ごみのポイ捨て、歩きたばこ・スマホ、放置自転車・違法駐車などの各般の分野について、引き続いて取り組みを推進しました。

また、管理不全な空き家については、空き家の所有者等に対する助言・指導を実施したほか、危険な物件については略式代執行を実施しました。その他にも、総合相談会の実施や空き家の調査、関係機関による会議等の実施により、管理不全な空き家の発生抑制等に取り組みました。

子どもに対する安全に配慮した環境整備については、学校や児童館の防犯警報設

備の維持管理や防犯カメラ設置、通学路の安全確認などを進めました。

身近な生活環境である道路、公園、建物等において、照明の設置やLED化、樹木の剪定や防犯カメラの設置支援等を行うとともに、令和6年10月から特殊詐欺等被害の未然防止のため、特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金事業を実施しています。

6 防犯に関する自主的な市民の取り組みの現状

市民による防犯活動は、防犯協会のように組織的に活動するものから、散歩や買物等の時間帯を利用した気軽にできる個人での活動まで、様々な形態があります。

(1) 防犯協会

地域における防犯パトロール、防犯思想の普及啓発、非行防止や青少年健全育成の支援、特殊詐欺防止の啓発活動等を実施しています。

令和7年4月現在、市内には、72の単位防犯協会があり、組織内に防犯指導隊、女性部等を有し、1,798名の隊員が活動しており、地域におけるパトロールや見守り活動などの防犯活動を行っています。

(2) 地域安全安心まちづくり事業により活動する自主防犯組織

本市では、平成16年度から、地域において自主的な防犯活動を行う団体に対し、活動に要する経費の補助を行っています。

令和6年度末現在、16年間で延べ362件の補助制度の利用があり、児童の登下校時の防犯パトロール、危険箇所の点検、防犯マップの作成、環境浄化活動等に取り組んでいます。

(3) 歩くボランティア（アイ・アイキンジョパトロール）

本市では、平成16年度からウォーキングや犬の散歩等、自分の都合の良い時間帯に防犯意識を持って地域を巡回・見守りを行う、歩くボランティア「アイ・アイキンジョパトロール」への登録を市民に呼びかけています。

令和6年度末で1,483名の方が登録し、犯罪・非行等を目撃した際には警察署や交番へ通報し、防犯上好ましくない場所（暗い道や公園等）を発見した場合には、市へ報告するなどの活動を行っています。

(4) 学校ボランティア防犯巡視員、学校防犯車両

市教育委員会では、平成17年度から各学校において、PTAや町内会等に学校ボランティア防犯巡視員登録の呼びかけを行っており、全市立小中学校において組織されています。

令和6年度末で3,795名のボランティアの方々が登下校時を中心に地域の巡視活動を行っています。

また、本市の公用車や給食配送車、郵便局や民間企業の車両を「学校防犯車両」として登録し、運行中に児童生徒の緊急事態に遭遇した場合に、児童生徒

の保護や学校、警察等への連絡を行っています。

(5) 警察による防犯ボランティア団体支援

宮城県警察では、地域・職域等の単位で防犯活動を行う防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報や防犯知識を積極的に提供するなどの支援を行っています。

7 現計画（令和3～7年度）の振り返り

成果目標1の「市内の刑法犯認知件数等の減少」について、令和6年は6,131件で前年より増加しており、目標値に達していない状況です。

成果目標2の「防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加」については、減少傾向となっており、令和7年度の市民意向調査結果では49.7%で目標値に達していない状況です。

【推移】

【成果目標1】 市内の刑法犯認知件数等の減少(刑法犯認知件数)

基準値 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 (令和7年)
7,116件	5,580件	5,250件	5,234件	6,087件	6,131件	4,600件

【成果目標1】 市内の刑法犯認知件数等の減少(特殊詐欺の発生件数)

基準値 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 (令和7年)
117件	114件	174件	195件	219件	217件	80件

【成果目標1】 市内の刑法犯認知件数等の減少(こどもを対象とした特異事案の発生件数)

基準値 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 (令和7年)
287件	259件	274件	270件	216件	267件	180件

【成果目標2】 防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加*

基準値 (令和2年)	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	目標値 (令和7年)
50.2%	74.6%	69.7%	69.0%	67.0%	49.7%	60%

*令和3年から令和6年の割合は市政モニターによる結果で、令和2年、令和7年の割合は市民意向調査結果によるもの

8 今後の安全安心街づくりの課題

課題1 市内の犯罪の状況

刑法犯認知件数が増加傾向となっており、特に犯罪手口の巧妙化と多様化により、特殊詐欺の被害件数・被害金額はともに増加しています。高齢者に限らず、全世代において被害は拡大しており、従来の対策だけでは十分に対応ができない部分があります。

また、こどもに対する声かけ事案等、女性への性犯罪やストーカー、暴行は依然として多く発生しており、各世代、特徴に応じた防犯対策が十分ではない部分もあります。

市民意向調査結果では、市民の約3割が「犯罪が増えている」と感じており、特に特殊詐欺や凶悪事件への不安が強い状況です。

課題2 地域や個人の防犯活動状況

地域の防犯活動は高齢者が中心で、若年層の参加が少なく、活動の継続性や活力の維持が難しくなっています。

市民意向調査の結果では、「機会があれば防犯活動に参加したい」と考える人が多くいますが、実際の活動にはつながっていません。さらに、「参加しようと思わない」と考えている人も多数存在しています。

課題3 市内の迷惑行為の状況

繁華街・歓楽街の客引き行為等は、条例制定後、減少傾向にあったものの近年、増加に転じています。

市民意向調査の結果では、自転車走行マナーの悪さ、ごみ等のポイ捨て、携帯電話等のマナーの悪さに関する意見が多くなっています。

課題4 犯罪被害者等支援の認知度等

令和6年度に条例制定後、宮城県警察等と連携し、犯罪被害者等へ本市制度の周知を進めてきたことにより、支援につなげることができます。一方、一般の方における条例内容の認知度は低い状況です。

9 課題の解決に向けた重点的な取り組み

8の課題を踏まえ、市が安全安心街づくりを実現していく上で、今後5年間の計画期間内に想定される実情等を考慮し、計画推進に際しての主な課題の解決に向けた重点的な取り組みを定め、必要な施策を展開します。

(1) 特殊詐欺等に対する取り組み

各世代が犯罪の被害にあわないように、より効果的な周知啓発の手法を検討し、対策の充実改善を図っていきます。

(2) こども、女性、高齢者等の防犯対策

被害者属性（世代・性別等）に応じた防犯対策を検討し、周知していき、また、地域や学校と連携したこどもの見守り活動等をさらに進めています。

(3) 人的連携による地域防犯活動の推進

各団体等との連携強化や情報共有、防犯団体の活動を幅広く周知することなどを実施するとともに、防犯活動に参加意欲のある方が参加しやすい機会を提供することで、各世代の担い手を確保していきます。

(4) 繁華街・歓楽街の客引き対策

現行の対策を改めて検証し、関係機関等と連携・情報共有を図り、官民一体となった重点的な取り組みをより一層推進していきます。

(5) 犯罪被害者等の支援の推進

犯罪被害者等支援総合相談窓口の周知を進めるとともに、犯罪被害にあった方が、早期に必要な支援を受けられるよう関係機関との相互連携を図り、迅速に支援を行っていきます。

第3章 基本理念と計画目標

1 基本理念

本計画は、条例に基づいて策定されるものであり、現計画と同様に、条例に定める基本理念を本計画における基本理念とします。

基本理念

市民が安全で安心して暮らせる街 仙台の実現

2 基本目標

第2章の9の重点的な取り組みに基づき、本計画では次の4項目を基本目標として掲げ、安全安心街づくりの実現に向け、5つの重点施策を設定して各種施策を推進していくこととします。

また、第1章の5で記載したSDGsに掲げられた本計画に関連する、下記のゴール達成への寄与を図ります。

【関連するゴール】



【基本目標1】

市民一人ひとりの防犯意識の向上

刑法犯認知件数の大半を占める空き巣などの窃盗や、主に高齢者を狙った特殊詐欺など、市民の身近で起こり得る犯罪は更に複雑化・巧妙化する傾向にあります。犯罪から身を守るためにには、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、犯罪に関する有効な対処法や最新の犯罪情勢などの正しい知識や情報を習得し、日頃から主体的に防犯対策を講じていくことが重要です。特に、犯罪のターゲットとなりやすい子ども、女性、高齢者等に対しては、個人や各家庭のみならず、学校、警察、防犯関係団体など地域全体で連携し、市民全体の防犯意識の醸成を支援していきます。

また、犯罪やその起因となる迷惑行為を防ぎ、日常生活における安心感を高めるため、多様な媒体を活用して防犯知識や最新情報を入手しやすい仕組みづくりを進めるとともに、社会生活の正しいルール・マナーの習得と規範意識の向上を図ります。

基本的施策

- 1 市民の防犯意識の醸成、防犯力を高める啓発と学習機会の提供
- 2 規範意識の向上、非行防止に向けた安全教育の充実と指導啓発
- 重点** 3 特殊詐欺の被害防止のための情報提供と注意喚起
- 重点** 4 こども・女性・高齢者等の防犯対策の強化
- 5 防犯力を高めるための多様な媒体を活用した情報の発信

【基本目標 2】

地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の増進

市民が自分の暮らしを営む地域に様々な関心や愛着を持ち、地域全体で問題を共有し、その解決に取り組むことなどで醸成される住民同士の連帯感は、地域コミュニティをより強固にし、犯罪が起こりにくい街をつくる礎になります。

近年、社会情勢の変化に伴う人と人とのつながりの希薄化や、少子高齢化等による担い手不足の深刻化により、各防犯団体の活動低下が懸念されていることから、防犯団体やその活動を市民に幅広く周知するとともに、防犯活動に対する市民の関心を高め、防犯活動への参画意欲向上の取り組みを推進します。

更に、自主防犯活動をはじめ、各防犯団体、町内会、学校、警察などの関係機関との連携・交流の機会を創出することで地域の防犯活動に従事する住民の士気を高め、地域一体での持続的な防犯活動を促進します。

基本的施策

- 1 地域コミュニティによる防犯活動の促進
- 2 自主防犯活動団体の活動の充実
- 3 地域と一体となったこどもの見守り活動の推進
- 重点** 4 地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進

【基本目標3】

犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現

様々な犯罪被害の未然防止には、市民個人や地域の防犯活動などの対策に加え、犯罪を起こすきっかけをつくらない街の環境を整備する、ソフト・ハード両面の対策を合わせることで相乗効果が生まれ、犯罪企図者に犯罪の実行を断念させることに対して非常に有効となります。

街中の公共スペースの適切な管理による見通しの確保や暗がりの解消、防犯カメラなどの防犯設備を設置・活用することは重要です。市民の身近な生活環境の防犯性を高めるため、今後の防犯カメラのあり方について、地域と行政との役割分担も含め検討を進め、犯罪が起こりにくい環境づくりを進めます。

また、市民への様々な迷惑行為を放置することは、軽微な犯罪を生み、それが重大な犯罪へとつながる危険性を孕んでいます。ごみのポイ捨てや自転車の危険・迷惑走行、歩きたばこ、客引き行為等の各迷惑行為防止の取り組みを推進し、犯罪を誘引するきっかけの減少に努めます。

基本的施策

- 1 こどもの安全を確保するための環境整備
- 2 犯罪リスクを低減させる環境整備や活動支援
- 3 迷惑行為等防止への取り組み
- 4 繁華街・歓楽街の客引き対策

【基本目標4】

犯罪被害者等への迅速な支援の実施

様々な防犯対策を行っていても絶対に犯罪被害にあわないとは言い切れません。万一、犯罪被害に巻き込まれてしまった場合に、様々な支援が受けられることが重要です。

さらに、犯罪被害にあった場合は、どこに相談したらよいのかわからないという声があります。支援を受けたい方が、迷うことなく適切に相談機関につながるように、どこに相談に行っても支援につながる体制を整備するとともに、相談機関間の相互連携を進め、犯罪被害にあった方に迅速に支援が行き届くようにしていきます。

また、犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、イ

ンターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害、いわゆる二次被害を生じさせないための取り組みも重要です。

基本的施策

重点

- 1 犯罪被害者等の支援及び体制の整備
- 2 犯罪被害者等支援に係る情報の発信

3 成果目標

2で設定した基本目標に関連し、計画期間内に実施する取り組みの成果を評価するため、次の3つを本計画における「成果目標」として設定するものとします。

成果目標 1

市内の刑法犯認知件数等の減少

(令和6年) 6,131件 → (令和12年) 4,600件

⇒そのうち、特殊詐欺の発生件数の減少

(令和6年) 217件 → (令和12年) 80件

⇒(関連)こどもを対象とした特異事案(※)の発生件数の減少

(令和6年) 267件 → (令和12年) 180件

※公然わいせつ、のぞき、痴漢・盗撮等の卑わいな言動、暴行、「宮城県子どもを犯罪の被害から守る条例」違反等に関して宮城県警察に通報のあった案件

成果目標 2

防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加

(令和7年) 49.7% → (令和12年) 60%以上

成果目標 3

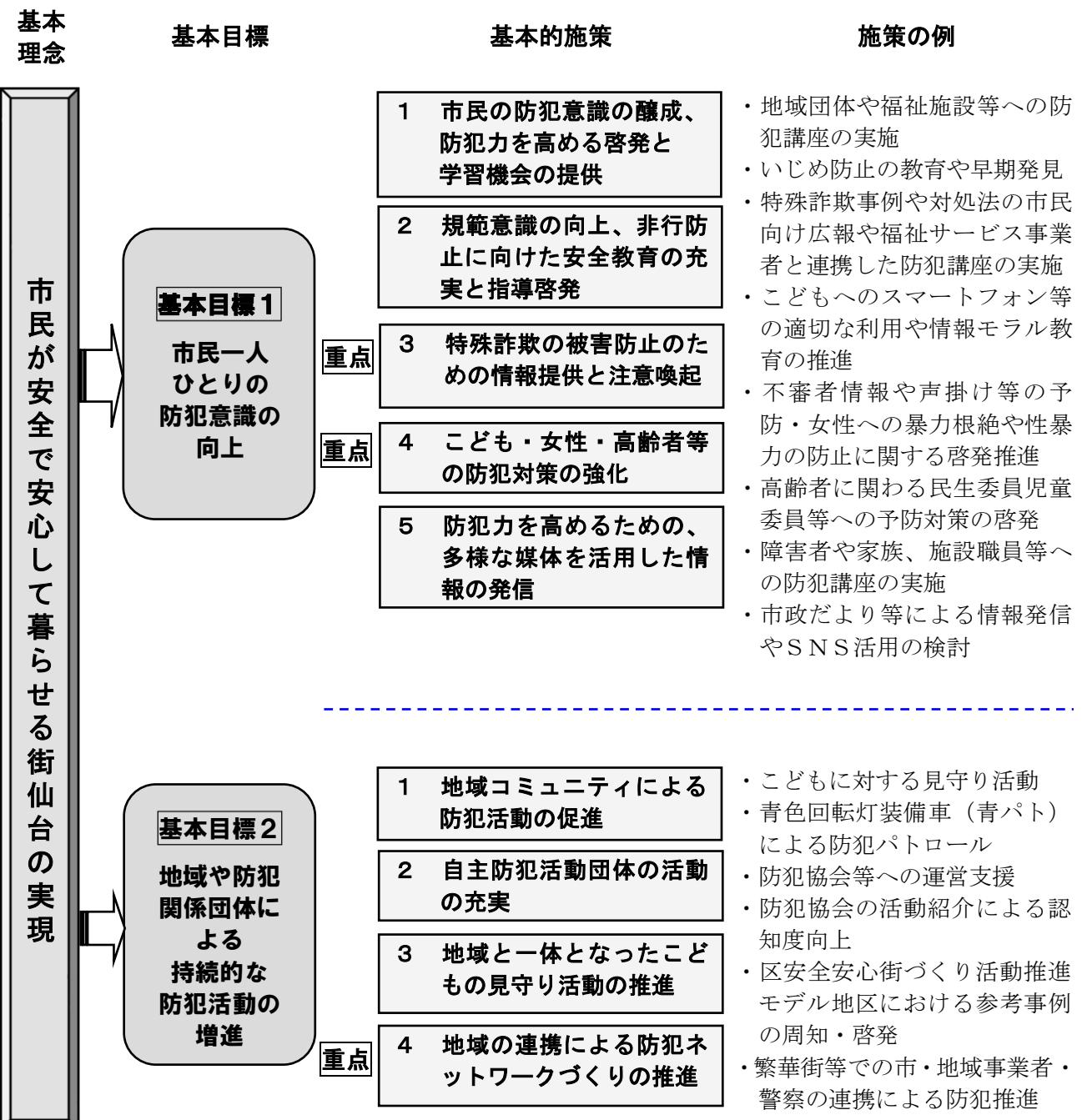
犯罪被害者等支援の認知度向上

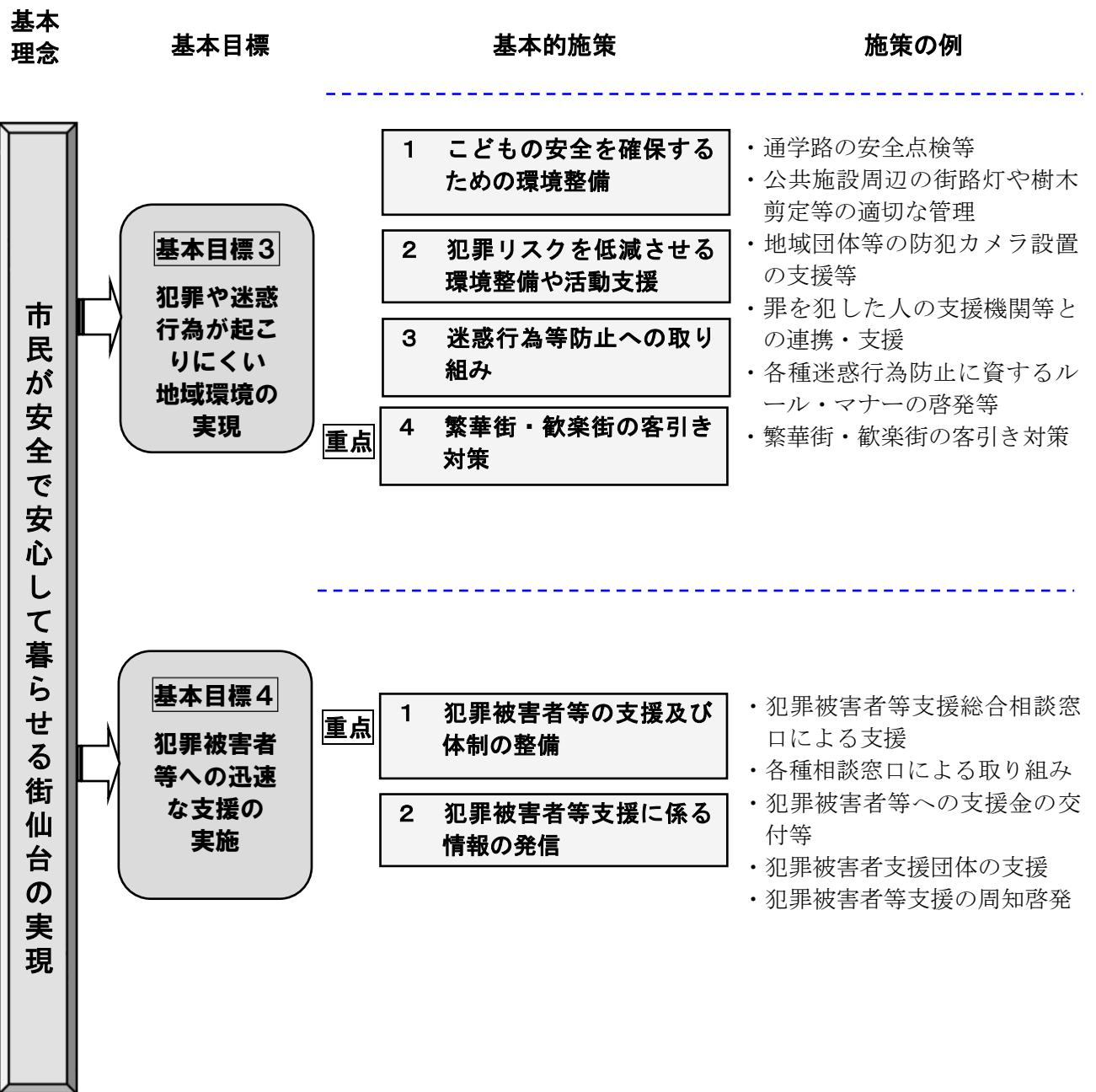
(制度内容について)

(令和12年) 50%以上

第4章 安全安心街づくりを推進するための施策

1 施策の体系





2 施策の内容・主な取り組み

基本目標1 市民一人ひとりの防犯意識の向上

基本的施策1

市民の防犯意識の醸成、防犯力を高める啓発と学習機会の提供

【主な取り組み】

(1) 市民の防犯意識啓発《担当：市民局、各区》

- ① 地域安全運動期間や各種イベントにおいて、懸垂幕や防犯パネルの掲出や啓発グッズの配布等により、防犯意識の高揚を図ります。【市民生活課、各区区民生活課】
- ② 全国地域安全運動仙台市大会を開催するなど、防犯思想の普及啓発にかかるイベントやキャンペーンを実施します。【市民生活課、各区区民生活課】
- ③ ホームページやメール配信サービス、市政だより、消費生活情報誌等の多様な媒体を活用して、効果的な広報・啓発、情報提供を適時行い、消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組みます。【消費生活センター】
- ④ 発生件数が多く身近に起き得る犯罪や迷惑行為への注意喚起や予防方法の啓発により、防犯意識の向上に取り組みます。【各区区民生活課】
- ⑤ 外国人住民のための生活マナーマニュアルを配布し、生活のルールやマナーの周知啓発を図り、外国人住民の防犯意識の向上に取り組みます。【市民生活課】

(2) 防犯学習機会の提供《担当：市民局、健康福祉局、教育局、各区》

- ① 気軽に楽しみながら防犯に関する知識や技術を習得できるよう、警察や仙台市防犯協会連合会等の関係機関と連携し、専門知識を有する講師の派遣等により防犯講座を実施します。【市民生活課、各区区民生活課】
- ② 高齢者・障害者施設や学生等を対象に出前講座などを通じて、防犯学習の機会を提供します。【地域包括ケア推進課、障害企画課、教育相談課、生涯学習支援センター、各区区民生活課】
- ③ 町内会、老人クラブ、P T A、社会学級等の地域団体やグループ、事業者等に対する防犯講座を実施するとともに、ライフステージに応じた消費者教育の充実に取り組みます。【消費生活センター】

基本的施策2

規範意識の向上、非行防止に向けた安全教育の充実と指導啓発

【主な取り組み】

(1) 規範意識の向上の取り組み《担当：市民局、健康福祉局、教育局》

- ① こどものうちに社会生活の基本的なルールを身に付けさせることで、規範意識

の向上を図るとともに、いじめ防止に向けた教育やいじめの早期発見・防止の啓発活動に取り組みます。【教育相談課】

- ② 各種イベントでの啓発活動や関係団体との連携による広報紙の発行などを通じて、市民の規範意識向上のための取り組みを推進します。【市民生活課、健康安全課】

(2) 青少年への指導・相談《担当：こども若者局、教育局》

- ① 学校教育において警察と連携し、生徒の非行防止や指導の取り組みを進めます。【教育相談課】
- ② 仙台駅周辺の繁華街や市内全城の中学校区において、青少年の非行の未然防止や早期発見、早期の改善につなげる街頭指導を行い、青少年の健全育成を図ります。【こども若者相談支援センター】
- ③ 非行や問題行動等について、青少年や保護者を対象に面接や電話、メールなどを通じて相談を行うとともに、関係機関と連携しながら対応します。【児童相談所、こども若者相談支援センター】

重点

基本的施策3

特殊詐欺の被害防止のための情報提供と注意喚起

【主な取り組み】

(1) 特殊詐欺情報の注意喚起・啓発《担当：市民局、財政局、健康福祉局、各区》

- ① 市ホームページ、各種広報誌等において、最新の手口の傾向や事例、対処法を紹介することなどにより、特殊詐欺被害防止に係る知識の普及を図ります。また、迅速な注意喚起に資するツイッター等のSNSでの情報発信についても、活用に努めていきます。【市民生活課、各区区民生活課、消費生活センター、税制課、保険年金課、各区保険年金課】
- ② 啓発チラシやグッズの配布などの街頭キャンペーン等や金融機関や庁舎において注意喚起・啓発活動を行います。【市民生活課、各区区民生活課】
- ③ 国際電話サービスを悪用した詐欺被害防止のため、各種広報誌や特殊詐欺に関する講座において、制度の周知を図り、国際電話サービスの休止を推進します。【市民生活課】

(2) 関係機関との連携《担当：市民局、健康福祉局》

- ① 特殊詐欺や消費者被害防止に関する講座について、地域団体や福祉サービス事業者等と連携して、受講を推進していきます。【市民生活課、消費生活センター、地域包括ケア推進課】
- ② 家族や周りの人が被害に遭わぬために、特殊詐欺や消費者被害防止に取り組む団体や個人に対して適切な情報を提供します。【市民生活課、消費生活センター】

重点

基本的施策4 こども・女性・高齢者等の防犯対策の強化

【主な取り組み】

(1) こどもやその家族の安全対策 《担当：市民局、こども若者局、教育局》

- ① 通学路や日常の遊び場等、どのような場所で犯罪が起こりやすいか、こどもに理解させ、犯罪から身を守る力を伸ばすことを目的に「地域安全マップ」づくりの支援を行います。【市民生活課】
- ② 防犯に関する知識を身に付け、危険な場面に遭遇したときに安全な行動をとれるよう、こどもの学年に応じた効果的な安全教育を推進します。【教育相談課】
- ③ こどもがスマートフォン等を安全で正しく利用するために、フィルタリング設定の徹底や家庭におけるルール作りの推奨、学校における情報モラル教育の実施を推進します。【教育指導課、生涯学習課】
- ④ 教職員を対象に、こどもの安全確保、犯罪被害防止等に関する研修を行います。
【教育相談課、健康教育課】
- ⑤ 小中学生が携帯する防犯ブザーの購入費を補助します。【健康教育課】
- ⑥ 幼児・児童・生徒に危険が及ぶ恐れのある不審者等の情報を、適切に保護者等に伝達する連絡体制づくりを促進し、こどもに不安を与える声かけや、こどもに対する犯罪を未然に防ぐ取り組みを支援します。【児童クラブ事業推進課、運営支援課、教育相談課】
- ⑦ 不審者・痴漢・薬物乱用・出会い系サイト利用等の被害予防に関する啓発活動を行い、こどもたちの犯罪被害防止に努めます。【教育相談課】
- ⑧ 全ての市立幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校において、敷地内や学校周辺、通学路等を巡回し、こどもに対する安全指導・安全確保に努める学校防犯巡回員派遣事業「仙台・まもらいだー」を実施します。【教育相談課】

(2) 女性の防犯対策 《担当：市民局、こども若者局、各区》

- ① 大学や専門学校等の若年層の女子学生に対して防犯意識の普及啓発を図ります。【市民生活課】
- ② 女性に対する暴力の根絶や性暴力の防止に関する啓発活動を推進します。【男女共同参画課】
- ③ 仙台市配偶者暴力相談支援センター事業における「女性への暴力相談電話」の実施や各区保健福祉センター等での被害者からの相談対応など、問題解決に役立つ情報提供や助言、被害者の立場に立った様々な支援策を関係機関と連携しながら推進します。【男女共同参画課、こども家庭保健課、各区家庭健康課】
- ④ 市民活動団体による緊急一時保護施設（シェルター）や相談事業に係る活動を支援します。【男女共同参画課】
- ⑤ 交際相手からの暴力行為を防ぐため、若年層への予防啓発活動を行います。【男女共同参画課】

(3) 高齢者の防犯対策 《担当：市民局、健康福祉局》

- ① 高齢者が参加している団体や利用する施設を中心に防犯講座を実施します。
【市民生活課、地域包括ケア推進課】
- ② 高齢者自身が防犯・事故防止に自ら取り組めるよう、自身が実施できる対策等をまとめて情報提供します。【市民生活課】
- ③ 悪質商法や消費者被害に関して出前講座により学習機会を提供します。【消費生活センター】
- ④ 情報が得にくい高齢者等が消費者被害等に関する情報を容易に入手できるよう、福祉サービス事業者や民生委員児童委員等と連携して効果的な広報・啓発活動を行います。【消費生活センター】
- ⑤ 高齢者に接する機会の多い民生委員児童委員、介護支援専門員（ケアマネージャー）等に対して、消費者被害とその防止等についての啓発を行います。【消費生活センター】

(4) 障害者の防犯対策 《担当：市民局、健康福祉局》

- ① 障害者やその家族、福祉施設の職員を対象とした防犯講座を開催するとともに、障害者と接する福祉サービス事業者、ボランティア等に対して、障害者の犯罪被害防止に係る知識の普及を図ります。【市民生活課、障害企画課】

【基本的施策5】

防犯力を高めるための、多様な媒体を活用した情報の発信

【主な取り組み】

(1) 犯罪情報、防犯知識及び防犯活動の情報発信 《担当：市民局、各区》

- ① 犯罪の発生状況や防犯に関する知識、防犯活動の状況を市政だより、市ホームページ、ラジオ等の各種媒体を活用することにより、積極的に情報提供します。また、迅速な注意喚起に資するX（旧ツイッター）等のSNSでの情報発信についても、活用に努めています。【市民生活課、各区区民生活課】
- ② 宮城県警察の「みやぎ Security（セキュリティ）メール」に登録し、犯罪発生情報や犯罪被害に遭わないと防犯情報を活用できる市民が増加するよう、制度の周知を図ります。【市民生活課】
- ③ 防犯活動事例の紹介やリーフレット等の紙媒体を配布することで、情報発信を行います。【市民生活課、各区区民生活課】
- ④ SNSで犯罪実行者を募集する手口による犯罪（闇バイト）に対して、犯罪に加担させないため、大学や専門学校等の学生、若年層に対して広報啓発を図ります。【市民生活課】

基本目標2 地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の増進

基本的施策1

地域コミュニティによる防犯活動の促進

【主な取り組み】

(1) 地域コミュニティ全体による防犯の推進 《担当：市民局、教育局、各区》

- ① 地域の一体感を向上させつつ、防犯上の効果も高い「あいさつ運動」を各地域で推進します。【各区区民生活課、教育相談課】
- ② 登下校時間帯に、地区防犯協会や学校ボランティア防犯巡回員によるこどもの見守り活動を地域で推進します。【市民生活課、各区区民生活課】
- ③ 地域の防犯団体や市による青色回転灯装備車（青パト）による防犯パトロールを推進します。【市民生活課、各区区民生活課】

基本的施策2

自主防犯活動団体の活動の充実

【主な取り組み】

(1) 地域の自主防犯活動の促進、支援 《担当：市民局》

- ① ウオーキング、犬の散歩などの際に、自分の住んでいる地域について防犯意識を持って見回る歩くボランティア「アイ・アイキンジョパトロール」の普及促進及び活用を図ります。【市民生活課】
- ② 防犯協会や地域において自主的に防犯組織を結成し、パトロール活動等を行う団体に対し、その運営を支援します。【市民生活課】
- ③ 少ない人数で地域の広範囲をパトロールできる青色回転灯装備車（青パト）について、地域の防犯団体による登録を推進します。【市民生活課】
- ④ 災害発生時には、被災地を狙った犯罪を未然に防止するため、防犯パトロールの重点的な実施を推進します。【市民生活課】

(2) 既存の防犯組織の活性化 《担当：市民局、各区》

- ① 市内最大の自主防犯組織である防犯協会の活動を支援します。【市民生活課、各区区民生活課】
- ② 広報誌の配布等により、各地域の防犯協会の活動を紹介し、同協会の認知度向上や参加者の増加につなげるなど、組織の活性化を図ります。【市民生活課】
- ③ 地域における防犯活動の中心的役割を担う人材を育成するため、地域防犯活動の実践者等に対する研修を行います。【市民生活課】

(3) 地域防犯活動団体・個人等の顕彰 《担当：市民局》

- ① 地域の防犯活動において、著しい貢献のある個人・団体等を表彰することで、地域における自主防犯の重要性を示すとともに、意欲をもって活動を継続してもらえるよう図ります。【市民生活課】

基本的施策3

地域と一緒にとなった子どもの見守り活動の推進

【主な取り組み】

(1) 子どもに対する防犯活動推進《担当：市民局、子ども若者局、教育局、交通局》

- ① 全ての市立小中高等学校において、PTAや地域住民等に呼びかけ、登下校時を中心に巡回活動を行う「学校ボランティア防犯巡回員」事業を推進します。【教育相談課】
- ② 公用車、給食配送車、郵便車両、協賛企業車両に学校防犯巡回員「仙台・まもらいだー」マグネットシートを貼付して、児童の緊急時に学校・警察へ連絡する「学校防犯車両」として運行することにより、制度の啓発と見守りを行います。【教育相談課】
- ③ 幼児・児童・生徒に危険が及ぶ恐れのある不審者等の情報を、地域の学校、保育所、児童館、町内会、防犯協会等で適切に共有する連絡体制づくりを促進し、子どもに不安を与える声かけや、子どもに対する犯罪を未然に防ぐ取り組みを支援します。【市民生活課、児童クラブ事業推進課、運営支援課、教育相談課】
- ④ 仙台市校外指導連盟・学校警察連絡協議会・地域ぐるみ生活指導連絡協議会の関係団体を支援し、地域における児童生徒の安全を確保します。【教育相談課】
- ⑤ 子どもたちの緊急避難所として、地下鉄駅における「子ども110番の駅」や地域の店舗、民家の協力を得ながら「子ども110番の店（家）」を拡充します。【交通局営業課、教育相談課】
- ⑥ 全ての市立学校において、警察、子ども若者相談支援センター、防犯協会、PTA等の協力を得ながら、毎月第2金曜日に一斉に登下校時に学区巡回を行う「防犯・子どもを守ろうデー」を実施します。【教育相談課】

重点

基本的施策4

地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進

【主な取り組み】

(1) 地域連携による防犯施策の推進《担当：市民局、各区》

- ① 各区安全安心街づくり推進協議会等において、区民、事業者、関係機関等が連携し、安全安心街づくりの取り組みを実施します。【市民生活課、各区区民生活課】
- ② 防犯協会などの自主防犯団体と日常的に地域住民と係わりがある町内会や福祉団体等との防犯ネットワークづくりを推進します。【各区区民生活課】
- ③ 各区において指定する区安全安心街づくり活動推進モデル地区において、地域の特性に応じた課題の把握や情報共有、解決のための取り組みを実施します。また、その中でネットワーク構築や活動展開で参考となる事例は、広く啓発を図ることで安全安心街づくりを推進します。【各区区民生活課】
- ④ 例年実施される全国地域安全運動等の期間を活用して、各警察署や防犯協会と

継続的に連携を図りながら、地域の防犯啓発活動に取り組みます。【市民生活課、各区区民生活課】

(2) 繁華街・歓楽街の対策 《担当：市民局、青葉区》

- ① 安全安心街づくり活動重点推進地区として国分町地区を指定し、市、地域関係者、警察で構成する「国分町地区安全安心街づくり推進協議会」等を設置して、協議・連携・情報共有を図り、官民一体となった重点的取り組みを推進します。
【市民生活課、青葉区区民生活課】
- ② 中心部商店街や国分町地区については、市、地域関係者、警察等が緊密に連携しながら、協働で客引き対策を推進します。【市民生活課】

(3) 暴力団排除の推進 《担当：市民局》

- ① 「暴力団を恐れない」「暴力団に対して資金を提供しない」「暴力団を利用しない」を基本理念とし、「暴力団と交際しない」ことと併せて、市、市民、事業者等と連携協力のもと、暴力団排除に関する施策を推進します。【市民生活課】

基本目標3 犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現

基本的施策1

子どもの安全を確保するための環境整備

【主な取り組み】

(1) こどもに対する安全な環境づくり 《担当：こども若者局、教育局》

- ① 全市立小学校、幼稚園、特別支援学校及び全市立保育所に設置されている警報ベル並びに児童館に設置されているインターホン等を適切に管理し、不審者の侵入防止や発見時の速やかな報知ができる環境を維持します。【児童クラブ事業推進課、運営支援課、学校施設課】
- ② 民間の保育所等についても子どもの安全な環境が確保されるよう防犯に関する取り組みを促します。【運営支援課、幼保企画課】
- ③ 全ての市立学校、幼稚園に設置されている防犯カメラを適切に管理し、防犯機能の維持に努めます。【学校施設課】
- ④ 通学路の点検や確認を行い、安全な環境整備に努めます。【学事課、教育相談課】

基本的施策2

犯罪リスクを低減させる環境整備や活動支援

【主な取り組み】

(1) 道路の防犯対策 《担当：建設局、各区》

- ① 公共施設周辺の街路灯の充実化を図ります。【道路保全課、各区道路課】
- ② 私道等に街路灯を設置しようとする町内会等を支援します。【道路管理課、各区道路課】
- ③ 私道等に設置されている街路灯を維持管理する町内会等を支援します。【道路管理課、各区道路課】

(2) 公園の防犯対策 《担当：建設局、各区》

- ① 樹木の剪定等適正な管理を行い、死角の減少を図ります。【建設局公園課、各区公園課】
- ② 公園灯の新設・修繕を行い、暗がりの減少を図ります。【建設局公園課、各区公園課】
- ③ 公園の清掃・安全管理等の活動を行うボランティア団体を支援し、公園の見回り活動を推進します。【建設局公園課、各区公園課】

(3) 住宅の防犯対策 《担当：市民局》

- ① セミナーの開催等により、住宅の防犯に関する情報提供を図ります。【市民生活課】

- ② イベント時のブース展示や各種情報媒体の活用により、防犯性能の高い住宅用防犯グッズの情報提供や「一軒一灯運動」の促進を図ります。【市民生活課】
- ③ 防犯協会が家庭を訪問し、防犯上のアドバイスを行う防犯診断を推進します。【市民生活課】

(4) 地域の防犯対策 《担当：市民局》

- ① 地域における自主的な防犯活動を補完し、犯罪の発生する機会を減らすための環境整備となる、地域団体等の防犯カメラ設置を支援するとともに、設置後の適切な管理についても支援します。【市民生活課】
- ② 市民の身近な生活環境の防犯性を高めるため、今後の防犯カメラのあり方について、地域と行政との役割分担も含め検討を進め、犯罪が起こりにくい環境づくりを進めます。【市民生活課】
- ③ 特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、特殊詐欺電話撃退装置等の購入を支援します。【市民生活課】

(5) 商店街の防犯対策 《担当：経済局》

- ① 商店街による安全で快適な空間づくりや環境整備を支援します。【地域産業支援課】

(6) 公共施設の防犯対策 《担当：全局区》

- ① 本市が整備する公共の建物について、死角を解消し、見通しを確保するなど、防犯上の配慮を行います。

(7) 再犯防止推進 《担当：健康福祉局、こども若者局》

- ① 罪を犯した人（※）の円滑な社会復帰や安定した地域生活の継続に向けて、支援機関等の連携や情報共有により、必要な支援につながるよう取り組みます。【社会課】
- ② 更生支援への理解と協力を啓発することで、地域での立ち直りを支えられるよう取り組みます。【社会課、こども若者局総務課、こども若者相談支援センター】

※「罪を犯した人」とは、有罪判決の言い渡しもしくは保護処分の審判を受けた人、又は微罪処分や起訴猶予処分など犯罪の嫌疑がないという以外の理由で公訴の提起を受けなかった人です。

基本的施策 3

迷惑行為等防止への取り組み

【主な取り組み】

(1) ごみのポイ捨て対策 《担当：環境局、各区》

- ① ポイ捨てしない人づくりを進めるため、各種啓発活動や関連機関等と連携してのキャンペーン等を行います。【家庭ごみ減量課】

- ② ポイ捨てしにくい環境づくりを進めるため、自主的清掃活動の支援や仙台まち美化サポート・プログラム(※)等を実施します。【家庭ごみ減量課】

※ 「仙台まち美化サポート・プログラム」

一般的には「アダプト・プログラム」と言われ、市が管理する道路や公園等の清掃や除草等を、登録団体がボランティアにより定期的・継続的に行うものです。市は清掃用具の提供等により、団体の活動を支援します。

(2) 自転車の危険・迷惑走行対策《担当：市民局、建設局》

- ① 多様性を意識した交通安全教育を推進することで、誰もが自転車ルールを知ることのできる機会をつくります。【自転車交通安全課、各区区民生活課】
- ② 様々な広報手段を用いた効果的な広報・情報発信を行うとともに、自転車利用者以外も含めて交通ルールを広く周知することで、自転車利用時のルール遵守に対する意識や交通安全意識を育みます。【自転車交通安全課、各区区民生活課】
- ③ 地域や学校、警察等の関係機関・団体等と連携し、交通ルール遵守の大切さを啓発するとともに、重点的指導などの対策を講じることにより、効果的な交通安全活動を推進します。【自転車交通安全課、各区区民生活課】
- ④ 自転車や歩行者、自動車が、安全に安心して通行することができる道路空間の形成に向けて、地域の状況に応じた自転車通行空間の整備を進めます。【自転車交通安全課、道路計画課、各区道路課】

(3) 歩きたばこ対策《担当：市民局》

- ① 歩行喫煙防止重点区域において、横断幕・立看板・キャンペーン等様々な歩きたばこ防止の啓発を行います。【市民生活課】
- ② 各種情報媒体を活用し、歩きたばこ防止の啓発を図ります。【市民生活課】
- ③ 商店街振興組合等関係団体との連携により、歩きたばこ防止の啓発を図ります。【市民生活課】

(4) 歩きスマホ対策《担当：市民局、交通局》

- ① 地下鉄車内放送や市ホームページ等において、歩きスマホの防止を呼びかけ、スマートフォンや携帯電話の安全利用の周知や、マナーアップを図る取り組みを進めます。【市民生活課、交通局安全推進課】

(5) 放置自転車対策《担当：建設局》

- ① 転入者や学校等への駐輪場ガイドの配布やホームページへの駐輪場マップの掲載、街頭による誘導啓発の実施等により、放置防止に係るルール・マナーの意識向上を図ります。【道路管理課】
- ② 公共駐輪場の整備・維持や附置義務駐輪場の設置により、駐輪場の利用促進を図ります。【道路管理課】
- ③ 放置自転車の撤去を行い、路上放置を防止し、歩行者の安全や道路機能の確保等を図ります。【道路管理課】

(6) 違法駐車対策《担当：市民局》

- ① 交通安全指導員による違法駐車等防止重点地域内における違法駐車等防止の助言・啓発活動を行います。【自転車交通安全課】
- ② 各種情報媒体を活用し、違法駐車防止の啓発を図ります。【自転車交通安全課】

(7) 落書き対策《担当：市民局、各区》

- ① 関係機関・団体等と連携し、落書き消去活動を行います。【市民生活課、各区区民生活課、各区街並み形成課】
- ② 市民や町内会、市民活動団体等が行う自主的な落書き消去活動に対して、消去剤等の物品の貸し出しを行います。【市民生活課、各区街並み形成課】
- ③ 落書きは犯罪であり、許されない行為であることの周知徹底を図ります。【市民生活課】

(8) 違反広告物等対策《担当：都市整備局、建設局、各区》

- ① 街中や幹線道路沿い等で定期的に違反広告物の除却を行います。【都市景観課、各区街並み形成課】
- ② 関係機関・団体と連携し、違反広告物を除却します。【都市景観課、各区街並み形成課】
- ③ 道路を不法に占用している商店街等の立て看板等の陳列物については、警察や商店街振興組合と連携し、撤去を指導します。【道路管理課、各区道路課】

(9) 管理不十分な空き家等対策《担当：市民局、健康福祉局、消防局、各区》

- ① 法律や条例の周知を図り、空き家の所有者等に対し、周辺の環境に悪影響を及ぼす空き家とならないよう適切な管理を呼びかけます。【市民生活課、各区区民生活課】
- ② 空き家の管理に関するリーフレットを区役所等で配布し、所有者等に早期の対応や相談を促すことで、適切な管理がなされない空き家とならないよう取り組みます。【市民生活課、各区区民生活課】
- ③ 市民から相談のあった空き家等の現況調査を行い、適切に管理されていない空き家の所有者等に対し、管理不全な状態を解消するための必要な措置を講じるよう指導、助言等を行います。【市民生活課、各区区民生活課】
- ④ 市民から相談のあった空き家等の現況調査を行い、火災予防上適切に管理されていない空き家の所有者等に対し、当該空き家への侵入防止、周囲の可燃物除去等の指導を行います。【消防局予防課、各消防署予防課、宮城消防署】
- ⑤ 市民から相談のあった宅地用空き地の現況調査を行い、適切に管理されていない空き地の所有者等に対し、除草等の指導又は助言を行います。【生活衛生課、各区衛生課】

重点

基本的施策4 繁華街・歓楽街の客引き対策

【主な取り組み】

(1) 繁華街・歓楽街の対策 《担当：市民局、青葉区》

① 安全安心街づくり活動重点推進地区として国分町地区を指定し、市、地域関係者、警察で構成する「国分町地区安全安心街づくり推進協議会」等を設置して、協議・連携・情報共有を図り、官民一体となった重点的取り組みを推進します。

【市民生活課、青葉区区民生活課】

② 中心部商店街や国分町地区については、市、地域関係者、警察等が緊密に連携しながら、協働で客引き対策を推進します。【市民生活課】

③ 遅い時間帯に国分町地区で多く見られる客引き行為者の客引き行為を抑止するため、官民合同によるパトロールを実施します。【市民生活課、青葉区区民生活課】

④ 国分町地区の安全安心を守り、街を活性化させるため、体制の強化や指導取り締まりの徹底を図るとともに、新たな対策を実施します。【市民生活課】

基本目標4 犯罪被害者等への迅速な支援の実施

重点

基本的施策1 犯罪被害者等の支援及び体制の整備

【主な取り組み】《担当：市民局、健康福祉局》

(1) 犯罪被害者等支援総合相談窓口による支援

- ① 犯罪被害者等支援総合相談窓口により、各種支援施策の情報提供や関係機関等の紹介などを行うことで、被害者及び家族の適切な支援につなげます。【市民生活課】
- ② 重大事案の被害者やその家族の方に迅速な支援を行うため、犯罪被害者等支援総合相談窓口を起点とした府内ワンストップサービスを提供します。【市民生活課】
- ③ 府内職員を対象に、犯罪被害者等支援に係る研修を実施します。【市民生活課】

(2) 各種相談窓口による取り組み

- ① 交通事故相談所で、交通事故の被害に関する相談に対応します。【自転車交通安全課】
- ② 消費生活トラブル等に関する相談では、警察や弁護士会等との連携・情報共有を図ります。【消費生活センター】
- ③ 精神的に不安を抱える被害者の方の相談に対応します。【精神保健福祉総合センター】

(3) 犯罪被害者等への支援金の交付等

- ① 被害者や遺族に支援金を交付するとともに、介護費用や転居費用などの助成を行います。【市民生活課】
- ② ドメスティック・バイオレンス（※1）やストーカー等の被害者に対し、住民基本台帳閲覧制限等及び選挙人名簿閲覧制限等支援（※2）を行います。【戸籍住民課】

※1 ドメスティック・バイオレンス（D V）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあつた者も含む）から振るわれる暴力のこと。

※2 住民基本台帳閲覧制限等及び選挙人名簿閲覧制限等

配偶者からの暴力及びストーカーの被害者が住居を移転した場合、その居所を知ろうとする加害者から被害者を保護すること目的として、被害者からの申し出に基づいて、住民基本台帳や選挙人名簿の一部を閲覧すること等を制限する等の措置を講ずるもの。

(4) 犯罪被害者支援団体の支援

- ① 被害者及びその家族を支援する民間支援団体に助成を行います。【市民生活課】

基本的施策 2

犯罪被害者等支援に係る情報の発信

【主な取り組み】《担当：市民局》

(1) 犯罪被害者等支援の周知啓発

- ① 犯罪被害者や家族が置かれた困難な立場を市民に理解してもらうために、警察や関係団体と連携し、「犯罪被害者週間」を活用する等様々な機会を捉えた啓発を行います。【市民生活課】
- ② 警察、関係団体及び府内関係部署に、犯罪被害者等支援総合相談窓口を紹介するチラシや支援制度を周知するリーフレット等を配布し、周知啓発を図ります。
【市民生活課】

第5章 計画の推進

1 市民・事業者・関係機関等との推進体制

安全安心街づくりを推進するためには、市民・事業者・市が各自の責務を果たしつつ、相互に協力することが必要です。

市は、市民、事業者及び行政関係機関と連携を図りつつ、安全安心街づくりに関する施策について、効果的、計画的な事業の推進を図ります。

各区においては、各区安全安心街づくり推進協議会等の推進組織（事務局：各区役所区民生活課）により、区民、事業者、関係機関・区等が連携し、モデル地区の指定等、各区・地域の安全安心街づくりの取り組みを推進します。

繁華街・歓楽街については、安全安心街づくり活動重点推進地区である国分町地区において、商店街の事業者、関係団体、警察等が連携することにより、安全安心街づくりに向けた取り組みを推進します。

2 本市の推進体制

(1) 庁内推進体制

市長を本部長とし、副市長及び全局・区長並びに事業管理者等を構成員とする「仙台市安全安心街づくり推進本部」において、本市における安全安心街づくりに係る施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、推進本部の目的を達成するため、各局主管課長等から構成する幹事会を置き、具体的事業の推進や重要な事項等、推進本部に付議すべき事項を調整し、専門的な事項等で調査検討が必要と認めたときには、幹事会に部会を置くなど、実効性のある施策展開を図ります。

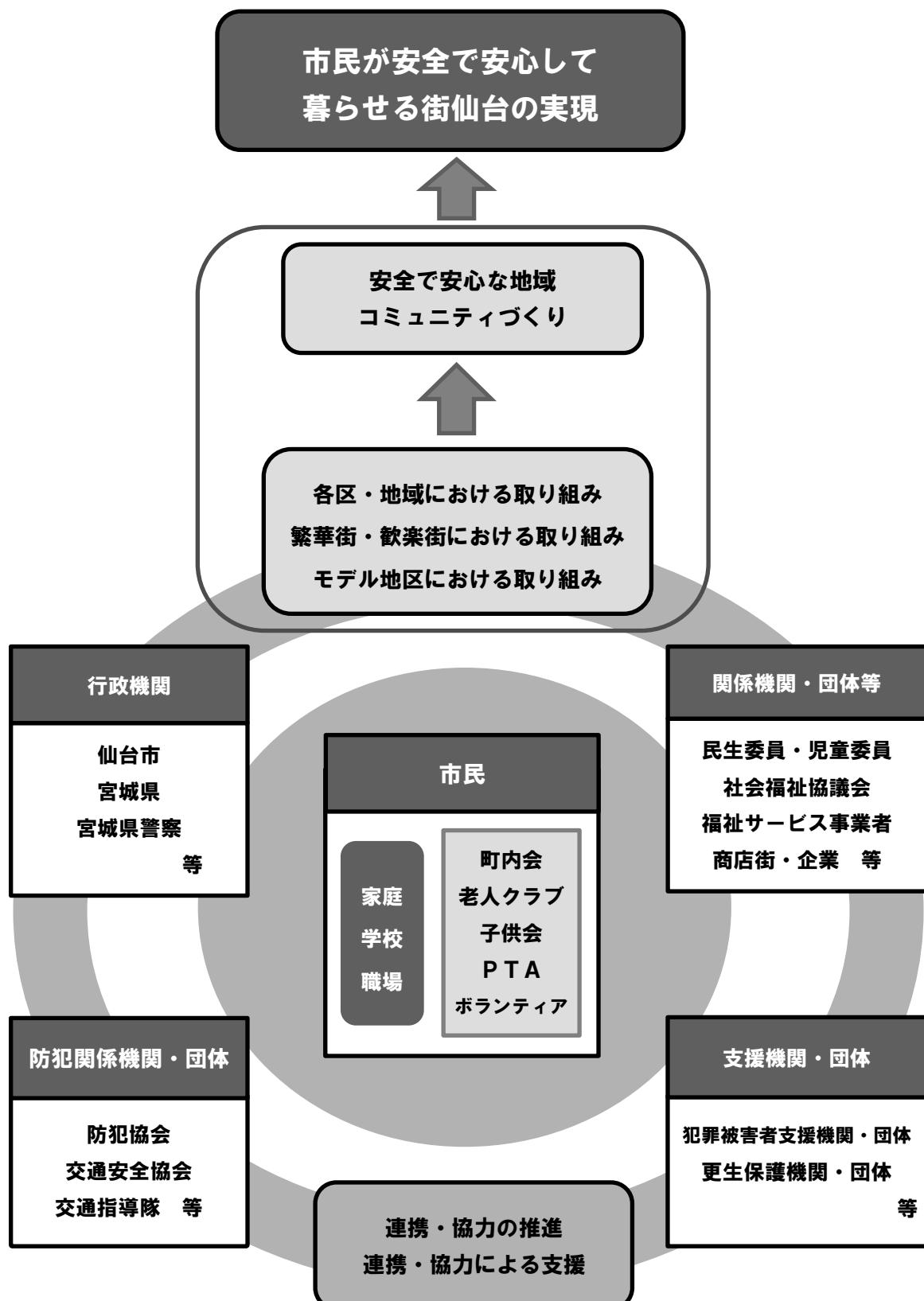
(2) 仙台市安全安心街づくり推進会議

仙台市安全安心街づくり条例に基づいて設置された学識経験者や関係行政機関の職員等から構成する「仙台市安全安心街づくり推進会議」において、仙台市安全安心街づくり基本計画に関することや施策の実施状況に対する評価等、本市の安全安心街づくりに関する重要な事項を審議します。

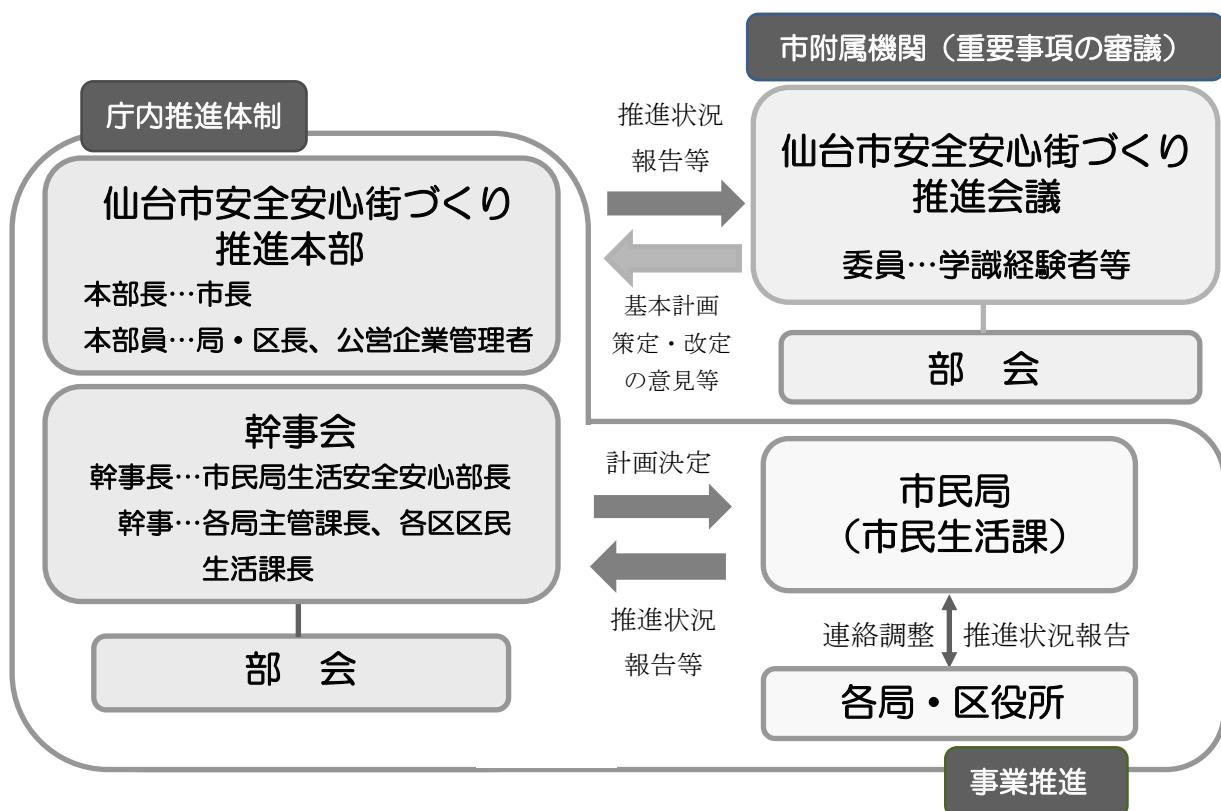
また、必要に応じ部会を設置して専門の事項を審議するなど、安全安心に係る各分野の方々からの幅広い意見をいただきながら、施策の効果的な推進を図ります。

3 計画の推進イメージ

(1) 市民・事業者・関係機関等との推進体制



(2) 本市の推進体制



4 計画の進行管理

本計画の基本目標が達成され、基本理念が実現されるよう、本計画に掲げた各取り組みについては、毎年実施状況の把握を行い、適切な進行管理に努めるとともに、社会情勢の変化による新たな課題等にも対応できるよう適宜計画の見直しを行います。

また、地域において自主的な防犯活動を行っている個人・団体の活動状況や意見の把握に努めるとともに、各活動の紹介や意見交換等による相互交流を図りながら、取り組みの更なる展開を促進していきます。

参考資料

1 安全安心街づくりに関する市民意向調査

I. 調査概要

●調査目的

令和8年度からの次期「仙台市安全安心街づくり基本計画」の策定にあたり、市民が日常生活において、安全安心について感じていることや、施策に対する意見を把握するための基礎資料とする。

●調査対象者及び回収数

調査対象者：仙台市内に居住する満18～89歳までの男女2,000人

標本数：2,000件、有効回収数：804件（有効回収率：40.2%）

●調査方法

自記式・無記名式の質問紙調査

郵送による配布・回収

●調査項目

- (1)回答者の属性
- (2)安全安心街づくりの現状・課題について
- (3)個人や地域の防犯対策について
- (4)行政の防犯活動について
- (5)街中における迷惑行為について
- (6)犯罪被害者等支援について
- (7)特殊詐欺対策について
- (8)防犯や安全安心街づくりについて

●調査期間

調査発送日：令和7年5月

●回答者の属性

性別は、「男性」が43.0%、「女性」54.0%、「回答しない」0.9%となっている。

年代は、「70歳代」(19.3%)が最も多く、次いで「60歳代」(19.0%)、「50歳代」(18.9%)となっている。

居住地区は、「青葉区」(27.6%)が最も多く、次いで「太白区」(22.8%)、「泉区」(19.9%)となっている。

住居形態は、「一戸建て」(54.9%)が多く、次いで「共同住宅(アパート・マンシ

ヨン・社員寮など)」(43.4%) となっている。

職業は、「会社員、団体職員等」(38.2%) が最も多く、次いで「無職」(27.5%)、「パート、アルバイト、非常勤等」(13.8%) となっている。

勤務形態は、「フルタイム（1日概ね8時間）」(75.6%) が多く、次いで「パートタイム（1日概ね6時間未満）」(15.6%) となっている。

II. 市民意向調査から見える市民意識

(1) 犯罪が発生する可能性について

①犯罪が発生する可能性について

「変わらない」が45.6%と最も多く、「非常に高くなった」「高くなった」を合わせた犯罪が発生する可能性が“高くなった”と回答した人は33.1%となっている。また、「低くなった」「非常に低くなった」を合わせた犯罪が発生する可能性が“低くなった”と回答した人は1.7%となっている。

前回調査と比較すると、“高くなった”と回答した人は8.1ポイントの増加となっており、“低くなった”と回答した人は1.8ポイントの減少、「変わらない」と回答した人は9.9ポイントの減少となっている。

性・年代別にみると、男性18・19歳を除く性・年代で、“高くなった”が“低くなった”を大きく上回っている。特に、男性50歳代(40.6%)、女性30歳代(40.0%)、女性40歳代(41.2%)、女性50歳代(40.7%)、女性60歳代(41.5%)は“高くなつた”が4割以上で高くなっている。

②犯罪が発生する可能性が高くなつたと感じる理由

「犯罪が多様化、巧妙化してきたから（インターネット犯罪等）」が63.2%で最も高く、以下、「全国的に凶悪な事件が多発しているから」(61.3%)、「不審者が多くなつたような気がするから」(32.0%) となっている。

前回調査と比較すると、「全国的に凶悪な事件が多発しているから」が28.6ポイントの増加、「地域の連帯感が希薄になっているから」が9.8ポイントの減少となっている。

性・年代別にみると、「全国的に凶悪な事件が多発しているから」(男性全体:49.0%、女性全体:69.3%) では20.3ポイント、「不審者が多くなつたような気がするから」(男性全体:25.5%、女性全体:36.2%) では10.7ポイント、女性全体が男性全体を大きく上回っている。一方、「犯罪の増加に対し、警察の対応が追いついていないと思うから」(男性全体:21.6%、女性全体:13.5%) では8.1ポイント、男性全体が女性全体を上回っている。

また、「全国的に凶悪な事件が多発しているから」では女性50歳代(78.8%)、女性60歳代(85.3%)、「犯罪が多様化、巧妙化してきたから（インターネット犯罪等）」では、女性60歳代(79.4%)、女性70歳代(82.6%)が7割を超えて、他の性・年代に比べて高くなっている。

③日常生活において発生する可能性が高いと思う犯罪

「特殊詐欺や悪徳商法など」が50.2%で最も高く、以下、「高齢者が被害者となる犯罪」(35.6%)、「空き巣や忍び込みなど」(23.3%)となっている。

前回調査と比較すると、「特殊詐欺や悪徳商法など」が11.7ポイント増加した一方、「自動車の盗難、車上荒らしなど」が8.3ポイント、「空き巣や忍び込みなど」が7.9ポイントの減少となっている。

性・年代別にみると、「自動車の盗難、車上荒らしなど」(男性全体：14.2%、女性全体：6.2%)では8.0ポイント、男性全体が女性全体を上回っており、「ひったくりや暴行など」(男性全体：5.5%、女性全体：10.4%)では4.9ポイント、女性全体が男性全体を上回った。

また、「特殊詐欺や悪徳商法など」は、男性60～80歳代、女性50～60歳代で6割を超えて高くなつた。「子どもが被害者となる犯罪」では、男性30歳代、女性30～40歳代が4割弱と、他の性・年代と比べて高くなっている。「自動車の盗難、車上荒らしなど」では、20歳代(男性：27.8%、女性：3.1%)、60歳代(男性：23.9%、女性：4.9%)で男性が女性を大きく上回つてゐる。

(2) 個人や地域の防犯対策について

①地域で犯罪の発生を招くものとして不安に感じているもの

「道路や公園の暗がりや見通しの悪さ」が50.6%で最も高く、以下、「空家、廃屋、空き地」(33.5%)、「たばこ、ごみのポイ捨ての放置」(25.1%)となつてゐる。

前回調査と比較すると、「空家、廃屋、空き地」が6.1ポイントの増加、「無人の駐車場」は3.0ポイントの減少となつてゐる。

性・年代別にみると、「道路や公園の暗がりや見通しの悪さ」(男性全体：45.1%、女性全体：55.8%)は男女ともに最も高く、女性30～60歳代では6割を超えてゐる。

「マンション等のエレベーター内」は、80歳代を除いて、女性が男性を上回つてゐる。「空家、廃屋、空き地」では、男性70歳代(42.9%)が他の性・年代と比べて高くなつてゐる。

②地域の防犯力を高めるために必要な取り組み

「児童の登下校時の通学路の見守り・パトロール」が56.2%で最も高く、以下、「地域内の暗がり等の危険箇所点検」(48.9%)、「夜間のパトロール」(29.9%)となつてゐる。

前回調査と比較すると、「防犯マップの作成」は7.6ポイント、「地域内の暗がり等の危険箇所点検」は5.6ポイント、「夜間のパトロール」は5.3ポイントの減少となつてゐる。ほとんどの項目で前回より減少した一方、「落書きや有害なビラ除去等の活動」は0.9ポイント増加した。

性・年代別にみると、「地域内の暗がり等の危険箇所点検」(男性全体：41.3%、女性全体：55.1%)で13.8ポイント、女性全体が男性全体を上回つており、年代別では女性20～70歳代が男性を上回つてゐる。

また、「児童の登下校時の通学路の見守り・パトロール」では、男性30歳代(61.1%)、女性30歳代(64.0%)、女性40歳代(63.2%)、女性60歳代(73.2%)が6割を超えて、

他の性・年代と比べて高くなっている。

③防犯に関する情報の入手経路

「新聞、テレビ、ラジオ等の報道」が77.7%で最も高く、以下、「回覧板などの町内会の広報」(38.1%)、「X（旧Twitter）やYouTubeなどのSNS」(17.3%)となっている。

前回調査と比較すると、「警察や市などのメール配信サービス」は6.2ポイントの増加、「学校、PTAなどの一斉配信メールやLINE」は11.6ポイント、「回覧板などの町内会の広報」は8.7ポイントの減少となっている。

性・年代別にみると、「新聞、テレビ、ラジオ等の報道」(男性全体：81.8%、女性全体：75.6%)では6.2ポイント男性全体が女性全体を上回っている。「地域の方同士の情報交換」(男性全体：11.3%、女性全体：15.7%)では4.4ポイント、「学校、PTAなどの一斉配信メールやLINE」(男性全体：11.3%、女性全体：15.2%)では3.9ポイント、女性全体が男性全体を上回っており、女性の方が比較的身近なコミュニティから情報を入手していることがうかがえる。また、「回覧板などの町内会の広報」では、概ね年代が高くなるにつれて高くなっている、「X（旧Twitter）やYouTubeなどのSNS」は若年層で高くなっている。

④「防犯協会」の認知度

「具体的な名称・活動内容まで知っている」が6.1%となっており、「知らない」(60.6%)、「名称は知っているが、活動内容は知らない」(31.1%)と、過半数が防犯協会を認知していない状況となっている。

前回調査と比較すると、「知らない」は2.1ポイントの増加、「具体的な名称・活動内容まで知っている」は3.5ポイントの減少となっている。

性・年代別にみると、「名称は知っているが、活動内容は知らない」(男性全体：35.8%、女性全体：27.4%)では8.4ポイント男性全体が女性全体を上回り、男性60歳代(50.7%)が、性・年代別の中で最も高くなっている。

また、「具体的な名称・活動内容まで知っている」では、男女ともに70歳代で1割強と、他の性・年代と比べて高くなっている。

⑤防犯活動の必要性

「必要だと思う」は88.4%となっており、「必要だと思わない」の6.5%を大きく上回る結果となっている。

前回調査と比較すると、「必要だと思う」は1.5ポイント、「必要だと思わない」は0.7ポイント減少となっている。

性・年代別にみると、全ての性・年代において「必要だと思う」が「必要だと思わない」を大きく上回っており、性・年代問わず、地域の防犯活動の必要性を感じていることが分かる。

「必要だと思う」は男性70歳代(94.8%)、女性30歳代(94.0%)で特に高くなっている。一方、「必要だと思わない」は、男性30歳代(13.9%)が1割を超えており、他の性・年代と比べて高くなっている。

⑥防犯活動への参加意向

「参加しようと思わない」が46.9%で最も多く、以下、「機会があれば参加したい」(43.9%)、「既に何らかの防犯活動に参加している」(5.8%)となっている。

前回調査と比較すると、「機会があれば参加したい」が、1.2ポイント減少、「参加しようと思わない」が6.7ポイント増加となっている。

性・年代別にみると、「既に何らかの防犯活動に参加している」では男性70歳代(10.4%)が最も高くなっている。また、「機会があれば参加したい」では、女性20歳代(56.3%)が、「参加しようとは思わない」では、女性80歳代(57.8%)が他の性・年代と比べて高くなっている。

⑦防犯活動に参加して成果があったと感じていること

「地域住民に知り合いが増えた」が42.6%で最も高く、以下、「地域住民が安全に安心して暮らせる街づくりの必要性を感じた」(40.4%)、「地域の連帯感が強くなった」(38.3%)となっている。

前回調査と比較すると、「他の地域や団体との交流が生まれ、新しい活動に発展した」は15.4ポイント、「地域の不安の声が減少した」は14.8ポイント、「地域住民に知り合いが増えた」は13.2ポイント減少した。ほとんどの項目が減少したが、「地域住民が安全に安心して暮らせる街づくりの必要性を感じた」は3.9ポイントの増加となった。

性・年代別にみると、「地域住民に知り合いが増えた」(男性全体:30.0%、女性全体:52.0%)では22.0ポイント、「地域の連帯感が強くなった」(男性全体:30.0%、女性全体:44.0%)では14.0ポイント、女性全体が男性全体を上回っている。

⑧防犯活動に参加して感じた課題

「参加者の高齢化が進んでいる」が76.6%で最も高く、以下、「参加者数が不足している」(34.0%)、「行政、警察、学校等や町内会、防犯団体との連携が足りないまたは連携できない」(21.3%)となっている。

前回調査と比較すると、「地域の理解、協力が得られないまたは得にくい」は5.6ポイント増加、「参加者数が不足している」は4.5ポイントの減少となった。

性・年代別にみると、「地域の理解、協力が得られないまたは得にくい」(男性全体:30.0%、女性全体:12.0%)では18.0ポイント、「地域の犯罪や、防犯活動に関する情報が得られないまたは得にくい」(男性全体:25.0%、女性全体:8.0%)では17.0ポイント男性全体が女性全体を上回っている。

⑨防犯活動に参加したいと思える頻度・条件

「半年に1回程度」が52.1%で最も多く、以下、「1年に1回程度」(33.1%)、「1か月に1回程度」(9.3%)となっている。

前回調査と比較すると、「1か月に1回程度」が9.1ポイント減少、「半年に1回程度」が7.4ポイント増加している。

性・年代別にみると、「1年に1回程度」(男性全体:27.5%、女性全体:37.4%)では9.9ポイント、女性全体が男性全体を上回り、女性20~70歳代でも女性が男性を

上回った。

また、「半年に1回程度」では、男性60歳代（63.0%）、男性70歳代（64.9%）、女性70歳代（66.7%）で6割を超えて他の性・年代に比べて高くなっている。

⑩防犯活動に参加しようと思える条件

「好きな時間が選べる」が20.4%で最も多く、以下、「防犯活動の内容が自分の考えと合う」（13.3%）、「警察が活動に同伴する」が9.6%となっている。

性・年代別にみると、「好きな時間が選べる」（男性全体：22.9%、女性全体：18.4%）では4.5ポイント、「事前にセミナー等が開かれる」（男性全体：11.1%、女性全体：7.4%）では3.7ポイント男性全体が女性全体を上回った。

（3）行政の防犯活動について

・安全で安心な街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組み

「防犯灯や街路灯を整備し、道路を明るくする」が63.7%で最も高く、以下、「警察官による巡回活動を強化する」（57.7%）、「地域の犯罪発生情報を提供する」（56.5%）となっている。

性・年代別にみると、「道路や公園等の整備において、防犯の視点を取り込む」（男性全体：34.7%、女性全体：51.6%）では16.9ポイント女性全体が男性全体を上回っており、男女とも若年層で高い傾向となっている。

また、「防犯灯や街路灯を整備し、道路を明るくする」「道路や公園等の整備において、防犯の視点を取り込む」は全ての年代で、女性が男性を上回った。

（4）街中における迷惑行為について

・1年間で迷惑と感じた行為

「自転車の走行マナーの悪さ」が47.6%で最も高く、以下、「空き缶・ごみ・たばこ等のポイ捨て」（44.5%）、「携帯電話等のマナー・歩きスマホ」（43.3%）となっている。

前回調査と比較すると、「携帯電話等のマナー・歩きスマホ」は12.0ポイント、「暴走族による騒音」は10.7ポイント、「自転車の走行マナーの悪さ」は9.1ポイントの増加となった。

性・年代別にみると、「違法駐車（駐輪）・放置自動車（自転車）」（男性全体：25.7%、女性全体：18.4%）では7.3ポイント、「繁華街の客引き」（男性全体：11.8%、女性全体：5.5%）では6.3ポイント、男性全体が女性全体を上回っている。

また、「自転車の走行マナーの悪さ」では、男性60～70歳代、「携帯電話等のマナー・歩きスマホ」では男性70歳代で6割を超えており、他の性・年代に比べて高くなっている。

（5）犯罪被害者等支援について

①仙台市犯罪被害者等支援条例の認知度

「仙台市では、「仙台市犯罪被害者等支援総合相談窓口」を設置し、犯罪被害にあられた方の相談に応じていること」が12.9%で最も高く、以下、「市民は、犯罪被害

にあわれた方の置かれている状況や支援の必要性について理解を深めるよう努めなければならないこと」(7.5%)、「市民及び事業者は、二次被害の発生防止に十分に配慮するよう努めなければならないこと」(5.8%)となっている。

性・年代別にみると、「仙台市では、「仙台市犯罪被害者等支援総合相談窓口」を設置し、犯罪被害にあわれた方の相談に応じていること」(男性全体:9.5%、女性全体:15.9%)では6.4ポイント、女性全体が男性全体を上回り、30歳代(男性:2.8%、女性:16.0%)、60歳代(男性:9.0%、女性:22.0%)で女性が男性を大きく上回っている。

②犯罪被害にあった場合に受けたい支援

「当面の生活を支えるための支援金を受給する」が61.2%で最も高く、以下、「通院費用の助成を受ける」(58.2%)、「弁護士に法律相談をする」(52.1%)となっている。

性・年代別にみると、「通院費用の助成を受ける」(男性全体:50.9%、女性全体:65.7%)、「カウンセリングを受ける」(男性全体:22.5%、女性全体:37.3%)ではともに14.8ポイント、「家事代行や介護サービスを利用する」(男性全体:31.5%、女性全体:40.3%)では8.8ポイント、女性全体が男性全体を上回っている。

また、「当面の生活を支えるための支援金を受給する」では、男性30~40歳代、女性50歳代が8割を超えて、他の性・年代に比べて高くなっている。

(6) 特殊詐欺対策について

①特殊詐欺の経験

「ない」が80.2%となっており、「ある」の15.5%を大きく上回っている。

性・年代別にみると、「ある」(男性全体:17.3%、女性全体:14.1%)では、男女ともに70歳代以上で2割を超えて、男性80歳代は32.3%と高くなっている。

②特殊詐欺の被害防止に向け必要な行政機関の取り組み

「相談窓口の充実」が57.0%で最も高く、以下、「警察のパトロールの強化」(37.3%)、「撃退装置の貸し出し」(36.2%)となっている。

性・年代別にみると、「撃退装置の貸し出し」(男性全体:32.7%、女性全体:39.2%)では6.5ポイント、「撃退装置の購入費用に対する補助金」(男性全体:26.3%、女性全体:31.3%)では5.0ポイント、女性全体が男性全体を上回っている。

また、「相談窓口の充実」では、女性50歳代(70.4%)が他の性・年代と比べて高くなっている。「撃退装置の貸し出し」では、50歳代(男性:24.6%、女性:46.9%)で女性が男性を大きく上回っている。

2 各区安全安心街づくり活動推進モデル地区の取り組み状況

【青葉区】（木町通地区）

事例1 「自転車盗難防止啓発活動」

北四番丁通・晚翠通交差点において、防犯協会等の分科会構成メンバーや仙台北警察署交通課、仙台北地区交通安全協会等と協力しながら自転車利用者等に対しチラシや啓発品を配布し、自転車の施錠の徹底、利用時のヘルメットの着用や交通ルールの順守を呼びかけました。多くの通勤通学中の方が通行する時間帯であり、効果的な防犯啓発をすることができました。



【宮城野区】（東仙台地区）

事例2 「振込詐欺防止等啓発活動」

JR 東仙台駅前周辺において、朝の通勤通学時間帯に、連合町内会、防犯協会、東仙台中学校スーパーアルカス、仙台東警察署、区役所等が一体となり、のぼり旗の掲出や啓発品の配布等により特殊詐欺への注意呼びかけを行いました。

また、近隣の銀行やフォレオ東仙台店においても、同様にのぼり旗の掲出や啓発品の配布等により呼びかけました。



【若林区】（若林地区）

事例3 「特殊詐欺対策のための防犯講座」

全国的に特殊詐欺の被害が相次ぐことから、被害に遭わないよう特殊詐欺の手口や特徴を学習する防犯講座を若林市民センターで開催しました。

会場には若林地区の市民約60人が参加。講座では、若林警察署からの講話や、同署の有志で構成される「若樹隊（わかぎたい）」から最近の手口を盛り込み、笑いも織り交ぜた寸劇により注意を促し、特殊詐欺への知識を深めました。



【太白区】（中田地区）

事例4 「自転車・バイク盗難防止の自転車施錠状況調査」

南仙台駅周辺は自転車・バイクの利用者が多く、盗難の被害が発生しているため、中田防犯協会と南仙台交番と協力して、自転車やバイクの盗難を防ぐことを目的に、二重ロックを行う街頭啓発活動を行いました。併せて、駐車場内の自転車・バイクを対象に施錠状況の調査を行い、無施錠の自転車には注意喚起の旨を記載した短冊形のチラシを張ることで注意喚起を行い、施錠の徹底と盗難被害の未然防止に取り組みました。



【泉区】（泉パークタウン地区）

事例5 「特殊詐欺被害防止啓発」

年4回の地域安全運動に合わせて、地区内の各商業施設にて、泉パークタウン防犯協会と泉区が合同で、特殊詐欺被害防止を呼び掛けるチラシや啓発品を利用者の方々に配布しました。また、地区内金融機関5店舗での啓発品の設置や、高森コミュニティセンター・桂市民センターでの横断幕掲出など、様々な手段で地区内の防犯意識向上を図りました。



3 迷惑行為の発生状況

(1) 自転車の危険・迷惑走行

◎ 自転車事故発生件数・死者数・負傷者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生件数(件)	429	390	435	390	367
死者数(人)	2	1	0	1	1
負傷者数(人)	431	396	439	390	369

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

(2) 歩きたばこ

◎ 歩行喫煙者数の推移 (単位：人)

	令和2年度 平均	令和3年度 平均	令和4年度 平均	令和5年度 平均	令和6年度
合計	16	10	12	18	11

※（令和3年度～令和5年度）年2回調査結果の平均値。

※令和6年度から年1回調査結果の値。

※調査地点17箇所の4時間計（午前8時、午後12時、午後5時、午後6時）の値。

(3) 放置自転車

◎ 放置自転車等撤去数の推移 (単位：台)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自転車撤去	3,941	2,864	3,008	3,230	2,972
バイク撤去	60	33	39	39	37
撤去計	4,001	2,897	3,047	3,265	3,009

(4) 違法駐車

◎ 駐車違反取締状況の推移 (単位：件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
仙台市内	7,639	5,547	6,642	5,155	4,570

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

(5) 繁華街・歓楽街の客引き行為

◎ 客引き行為等禁止条例の基づく指導・勧告等件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
勧告	571	148	147	235	144	80
命令	207	61	52	103	65	27
過料	85	54	45	70	40	11
公表	55	41	23	26	6	4

(6) 落書き

◎ 公共施設等落書き被害状況の推移

	令和2年度	令和4年度	令和6年度
件数	29	10	13

※令和2年度以降は、2年に一回の調査。

(7) 違反広告物等

◎ 違反広告物除却件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
はり紙	1,773	1,155	745	677	451
はり札	90	134	42	68	1
立て看板	7	0	1	3	0
合計	1,870	1,289	788	748	452

(8) 管理不十分な空き家等

◎ 適切に管理されていない空き家等の所有者等に対する指導・助言件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指導・助言 件数	322	382	461	356	381

4 計画の策定経過

令和7年度	
5月	安全安心街づくりに関する市民意向調査実施（5/9～5/30）
7月	第1回仙台市安全安心街づくり推進本部会議 <ul style="list-style-type: none">・令和6年度仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み実績等について・安全安心街づくりに関する市民意向調査結果概要について・計画策定スケジュールについて 第1回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none">・令和6年度仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み実績等について・安全安心街づくりに関する市民意向調査結果概要について・計画策定の意見交換について・計画策定スケジュールについて
10月	第2回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none">・仙台市安全安心街づくり基本計画に係る現状と課題等の整理について・次期仙台市安全安心街づくり基本計画の骨子案について
11～ 12月	第2回仙台市安全安心街づくり推進本部会議 <ul style="list-style-type: none">・次期仙台市安全安心街づくり基本計画（中間案）について 第3回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none">・次期仙台市安全安心街づくり基本計画（中間案）について 「仙台市安全安心街づくり基本計画」中間案・市民意見募集（11/25～12/24）
2月	第4回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none">・仙台市安全安心街づくり基本計画（中間案）に関する市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果について・仙台市安全安心街づくり基本計画（最終案）について・空家等対策計画策定方針について
3月	第3回仙台市安全安心街づくり推進本部会議 <ul style="list-style-type: none">・仙台市安全安心街づくり基本計画（最終案）について

5 仙台市安全安心街づくり条例

平成一八年三月一七日
仙台市条例第三号

安全で安心して暮らせる街の実現は、市民共通の願いであり、街づくりを進めていく上ですべての基礎となるものである。

私たちの街仙台は、杜の都と呼ばれる緑豊かな自然環境を有しつつ、東北の政治、経済の中心都市として、めざましい発展を遂げてきた。

しかしながら、都市化、高度情報化等の進展は、利便性や快適性をもたらす一方で、市民の規範意識の低下や、連帶意識の希薄化などを招き、地域社会の犯罪抑止力を低下させつつある。

このような状況を改善し、安全で安心して暮らせる街を実現するためには、自分たちの地域社会は自分たちで守るという意識の下、市、市民及び事業者が、各自の役割を果たし、かつ、互いに協力し、軽微な犯罪や迷惑行為が重大な犯罪の発生を誘引する危険性を考慮に入れながら、犯罪が起こりにくく地域社会をつくっていくことが必要である。

ここに、私たちは、地域社会全体の力を結集し、安全で安心して暮らせる街仙台の実現に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、安全安心街づくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「安全安心街づくり」とは、犯罪の防止に関する自主的な活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組をいう。

(市の責務)

第三条 市は、市民、事業者及び関係行政機関との連携を図りつつ、次に掲げる安全安心街づくりに関する施策を実施しなければならない。

- 一 市民及び事業者に対する安全に関する意識の啓発及び必要な情報の提供
- 二 市民及び事業者の安全確保に関する自主的な活動に対する支援
- 三 安全な地域社会の実現のための環境の整備
- 四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な施策

(市民の責務)

第四条 市民は、安全安心街づくりについての理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、互いに協力して地域社会における安全安心街づくりを推進する活動に取り組み、市が実施する安全安心街づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、自ら安全の確保に努めるとともに、地域社会を構成する一員として、安全安心街づくりに必要な措置を講じ、市が実施する

安全安心街づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相互協力)

第六条 市、市民及び事業者は、安全安心街づくりを推進するため、相互に協力するよう努めなければならない。

(安全安心街づくり基本計画)

第七条 市長は、安全安心街づくりに関する施策を総合的に推進するため、仙台市安全安心街づくり基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、仙台市安全安心街づくり推進会議の意見を聽かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 前二項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(安全安心街づくり活動重点推進地区等)

第八条 市長は、安全安心街づくりを特に重点的に推進することが必要であると認められる地域を、安全安心街づくり活動重点推進地区として指定することができる。

2 市長は、市全域における安全安心街づくりを推進するため、各区において安全安心街づくりを先導的かつ模範的に推進する地域として、区安全安心街づくり活動推進モデル地区を指定することができる。

(安全安心街づくり推進会議)

第九条 安全安心街づくりに関する重要な事項について審議するため、仙台市安全安心街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

一 基本計画に関すること

二 前号に掲げるもののほか、安全安心街づくりに関し必要な事項

3 推進会議は、市長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 市長は、専門の事項を審議するため、必要があると認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

7 市長は、部会に専門委員を置くことができる。

8 専門委員は、市長が委嘱する。

9 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(区における推進体制の整備)

第十条 市長は、各区における安全安心街づくりを効果的に推進するために必要な体制を各区に整備するものとする。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

6 仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則

平成一八年三月二七日
仙台市規則第一五号
改正 平成二二年三月規則第一六号
平成二五年三月規則第四九号
平成二八年三月規則第二七号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市安全安心街づくり条例（平成十八年仙台市条例第三号。以下「条例」という。）第九条第十項の規定に基づき、仙台市安全安心街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 推進会議の委員は、学識経験者、関係行政機関の職員その他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第三条 推進会議に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 会長は、推進会議の会議を招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出その他の協力)

第五条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第六条 条例第九条第六項に規定する部会（以下「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会は、委員及び専門委員合わせて十人以内をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長一人を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、審議の経過及び結果を推進会議に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

6 前二条の規定は、部会について準用する。

7 推進会議の決定により部会の所掌に属することとされた事項については、当該部会の決定をもって推進会議の決定とすることができます。

(庶務)

第七条 推進会議の庶務は、市民局生活安全安心部市民生活課において処理する。

(平二二、三・平二五、三・改正)

(雑則)

第八条 この規則に規定するもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平二二、三・改正)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平二五、三・改正)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平二八、三・改正)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

7 仙台市安全安心街づくり推進会議委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 ・ 職 名	備考
こん まさのぶ 金 政信	東北福祉大学総合福祉学部 教授	会長
たなか ともひと 田中 智仁	仙台大学体育学部 教授	副会長
いとう みゆき 伊藤 美由紀	東北工業大学ライフデザイン学部 准教授	
うえの けいすけ 上野 啓介	一番町一番街商店街振興組合 専務理事	
おの ちかこ 小野 千賀子	(公社)みやぎ被害者支援センター 専任相談員	
かんの きよし 菅野 清志	仙台市防犯協会連合会 副会長	
きたじま すなお 北島 直	公募委員	
くまがい さきこ 熊谷 早希子	仙台市連合町内会長会 南光台東部連合町内会	
たかみざわ かずひこ 高見澤 和彦	総務省東北総合通信局電気通信事業課 課長	
たに ようた 谷 耀太	東北学院大学 学生	
たはら みつる 田原 満	仙台市教育委員会 仙台市立台原中学校校長	
にしむら ゆきこ 西村 由起子	仙台南地区少年補導員協会 会長	
はが こうじ 芳賀 幸治	宮城県警察本部生活安全部 生活安全企画課犯罪抑止指導官	
はやし かつえ 林 克恵	仙台市 PTA 協議会 監事 蒲町小学校	
まえだ せいや 前田 誓也	仙台弁護士会 弁護士	

仙台市安全安心街づくり基本計画（第5期）

(令和8年度から令和12年度まで)

令和8年 月発行

編集・発行

仙台市市民局

生活安全安心部市民生活課

住 所

〒980-8671

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電 話

022-214-6148